

三重県子どもの貧困の解消に向けた対策
及びひとり親家庭等支援計画
【最終案】

令和7（2025）年3月
三 重 県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間および計画の位置づけ	2
3 子どもの貧困のとらえ方	3
第2章 子どもの貧困およびひとり親家庭の現状	4
1 子どもの貧困に関する状況	4
2 ひとり親家庭に関する状況	10
第3章 現行計画の取組状況	12
1 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の取組状況	12
2 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の取組状況	18
第4章 実態調査	22
1 調査の目的	22
2 アンケート調査の概要	22
3 その他	37
第5章 これまでの取組の検証	39
第6章 めざす姿と取組の視点	42
1 めざす姿	42
2 取組の視点	43
第7章 具体的取組と計画目標	45
1 考え方	45
2 具体的な取組と計画目標	45
(1) 教育の支援	45
(2) 生活の支援	52
(3) 保護者に対する就労の支援	59
(4) 経済的支援	61
(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制 の整備	62
第8章 計画の推進体制	67
1 庁内外の連携	67
2 計画の進行管理	67
第9章 資料編	68

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 「三重県子どもの貧困対策計画」について

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

本県においては、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされたりすることがないように、平成26(2014)年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および同年11月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨をふまえて、平成28(2016)年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28(2016)年度～令和元(2019)年度)を策定しました。

令和2(2020)年度からは、当初の計画期間終了にあたり、改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現行計画の計画期間終了にあたり、令和6(2024)年9月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」および令和5(2023)年12月に策定された「こども大綱」の趣旨をふまえて、貧困により、子どもの権利利益が侵害され、社会から孤立することがないように社会をつくるための次期計画を策定します。

(2) 「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について

ひとり親家庭等[※]は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

平成14(2002)年の「母子及び寡婦福祉法」の改正によって、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策を総合的に推進していくため、ひとり親家庭等の自立促進計画について規定が設けられました。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17(2005)年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」

※「ひとり親家庭」とは、母子家庭および父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭および寡婦をいいます。

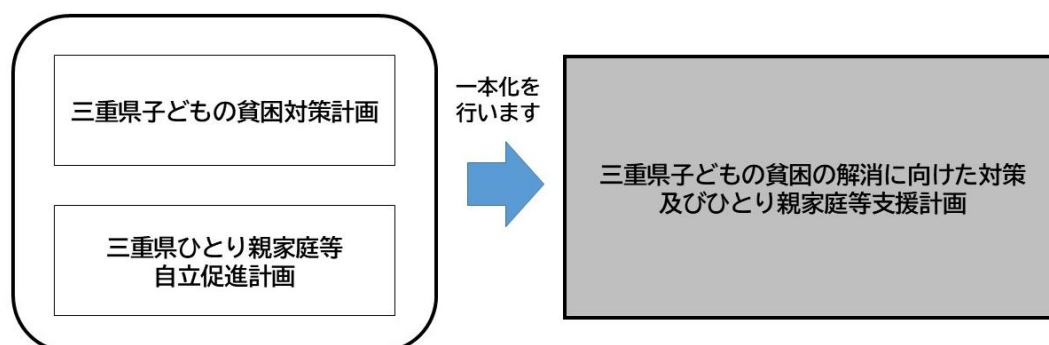
を策定し、これまで4期20年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

現行計画の計画期間終了にあたり、全てのひとり親家庭等が、自ら力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢や希望を持って成長できる社会をつくるための次期計画を策定します。

(3) 「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の一本化について

ひとり親家庭の約半数(44.5%※)が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあります。また、家庭の経済状況にかかわらず、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならない、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。このようなひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、両計画を一本化して見直すこととしました。

また、一本化して策定するにあたり、計画の名称を「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」と改めます。



2 計画期間および計画の位置づけ

(1) 計画期間

この計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正や国の基本方針の見直しなど、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合、必要に応じて計画を見直します。

※ 令和4(2022)年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)における「子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率」

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に定める都道府県計画、そして「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条で定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即した同法第12条で定める母子家庭等の自立促進計画として一体的に策定します。

なお、本計画は、「強じんな美し国ビジョンみえ」や「みえ元気プラン」、「ありのままみえっこプラン」、「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」、「三重県社会的養育推進計画（I期）」、「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」等、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等の支援に係る取組が含まれている関連計画と整合を図ります。

3 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

第2章 子どもの貧困およびひとり親家庭の現状

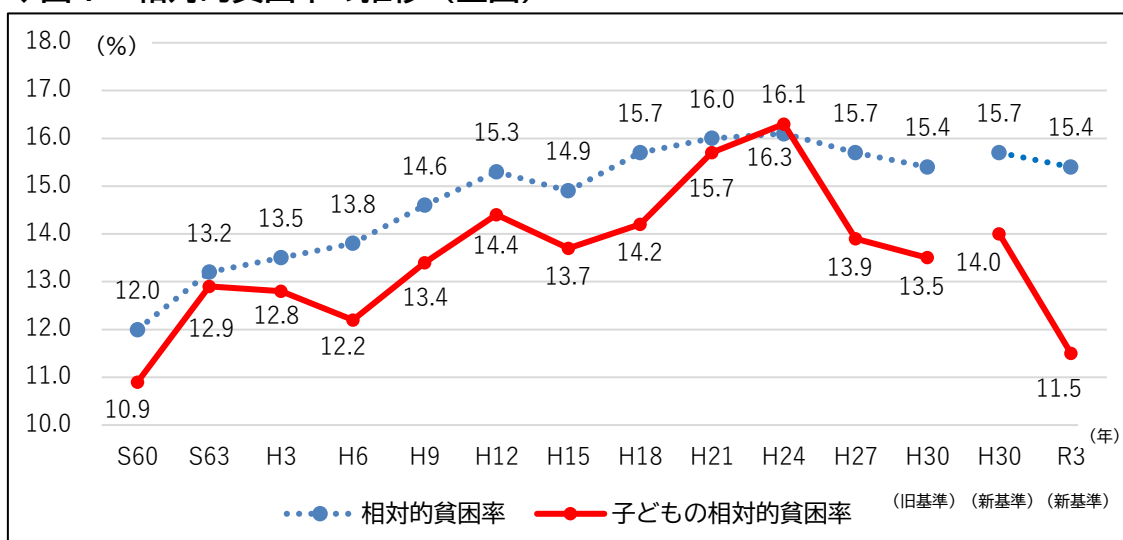
1 子どもの貧困に関する状況

(1) 子どもの貧困率（全国値）

令和4（2022）年の「国民生活基礎調査」によると、令和3（2021）年の我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査時の平成30（2018）年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、特に大人が1人の世帯の貧困率について、減少傾向にはありますが、44.5%と依然として高い水準となっており、ひとり親世帯が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

◆図1 相対的貧困率の推移（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

「国民生活基礎調査」における「相対的貧困率」と「子どもの相対的貧困率」

※相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

※貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

※子どもの相対的貧困率：17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※新基準：平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」および「仕送り額」を差し引いて算出

◆表1 全国の貧困率の年次推移（全国）（%）

	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018	2018	2021
	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	H30	R3
													旧基準	新基準
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

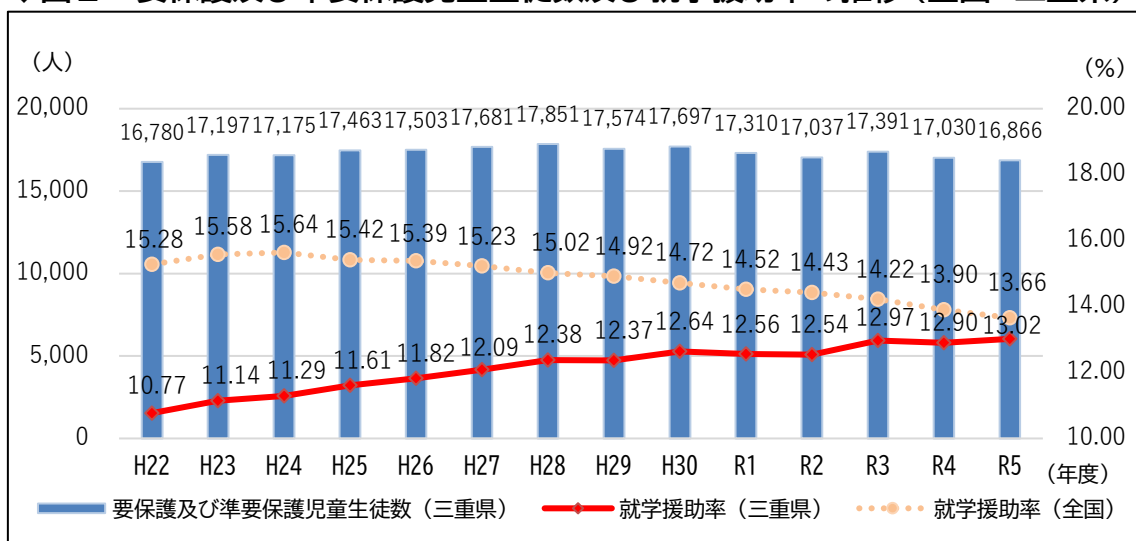
※「子どもがいる現役世帯の貧困率」とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全員に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいいます。

（2）要保護及び準要保護児童生徒数及び就学援助率

少子化により児童生徒数が減少傾向にある中、本県の公立小中学校において、経済的な理由により、学用品費や修学旅行費などの援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、16,000人から17,000人台で推移しています。また、就学援助率（要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出したもの）は、全国平均より下回っているものの、増加傾向にあり、令和5（2023）年度の就学援助率は13.02%で約8人に1人の割合となっています。

◆図2 要保護及び準要保護児童生徒数及び就学援助率の推移（全国・三重県）

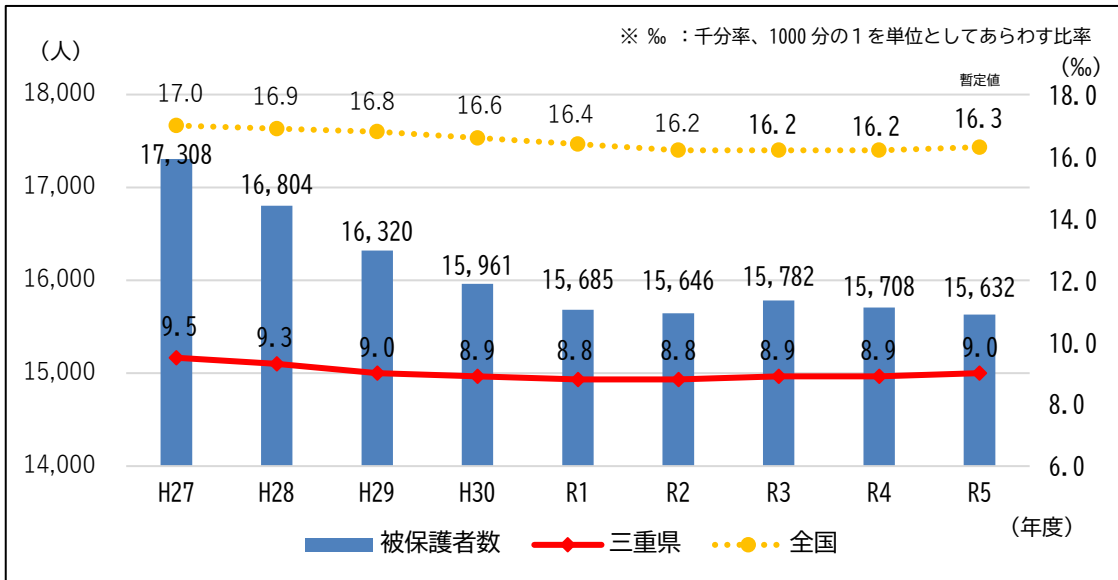


出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

(3) 生活保護受給者（被保護者）の推移

本県における保護率は、9.0%前後で推移しており、令和5（2023）年度の保護率は9.0%となっています。全国の保護率は17%前後で推移しており、本県の保護率は全国よりも低く推移しています。

◆図3 生活保護受給者（被保護者）の推移（全国・三重県）

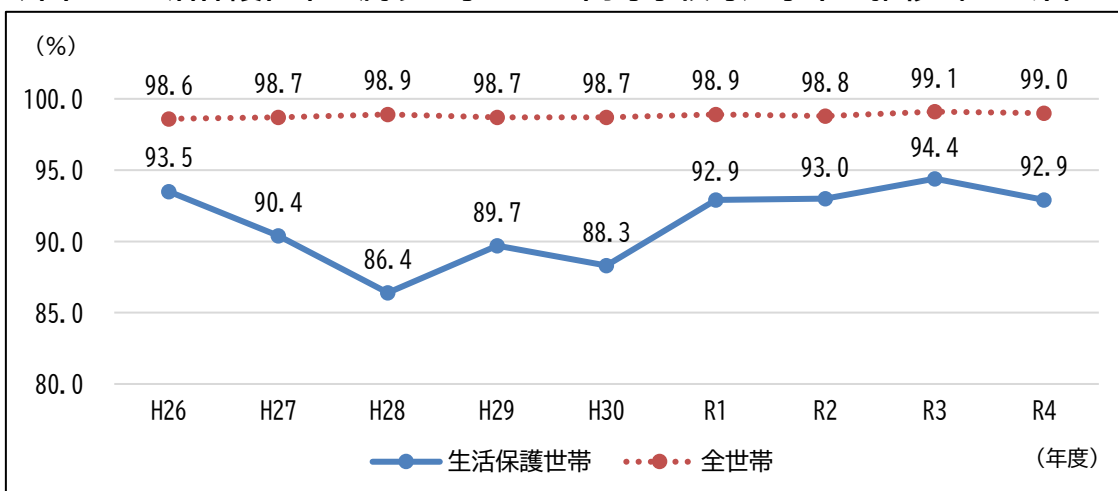


出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(4) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

本県における生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、近年、90%前半で推移しており、令和4（2022）年度は、92.9%となっています

◆図4 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の推移（三重県）

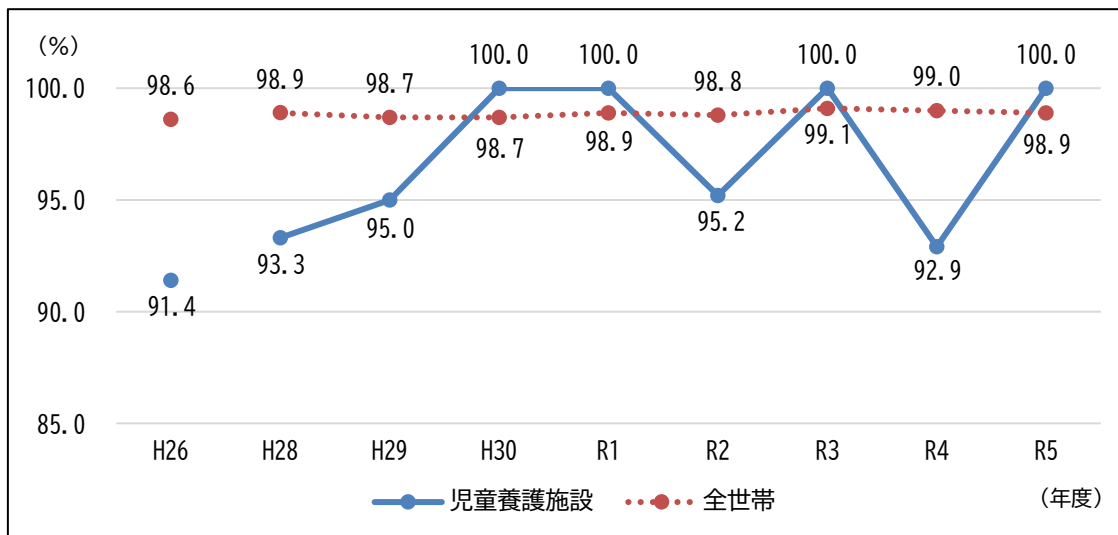


出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(5) 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率

本県の児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は、90%前半から100%で推移しており、令和5（2023）年度は、100%となっています。

◆図5 児童養護施設の子どもの高等学校進学率の推移（三重県）

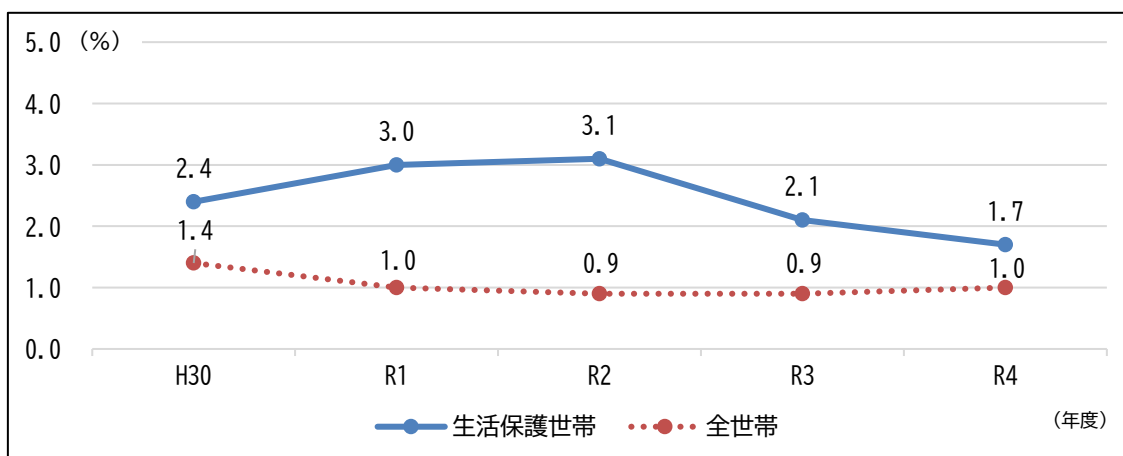


出典：こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ ※平成27年度は調査未実施

(6) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、近年、減少傾向にあり、令和4（2022）年度は、1.7%となっていますが、本県の全世帯の子どもの高等学校等中退率と比較すると高い水準で推移しています。

◆図6 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率の推移（三重県）



出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

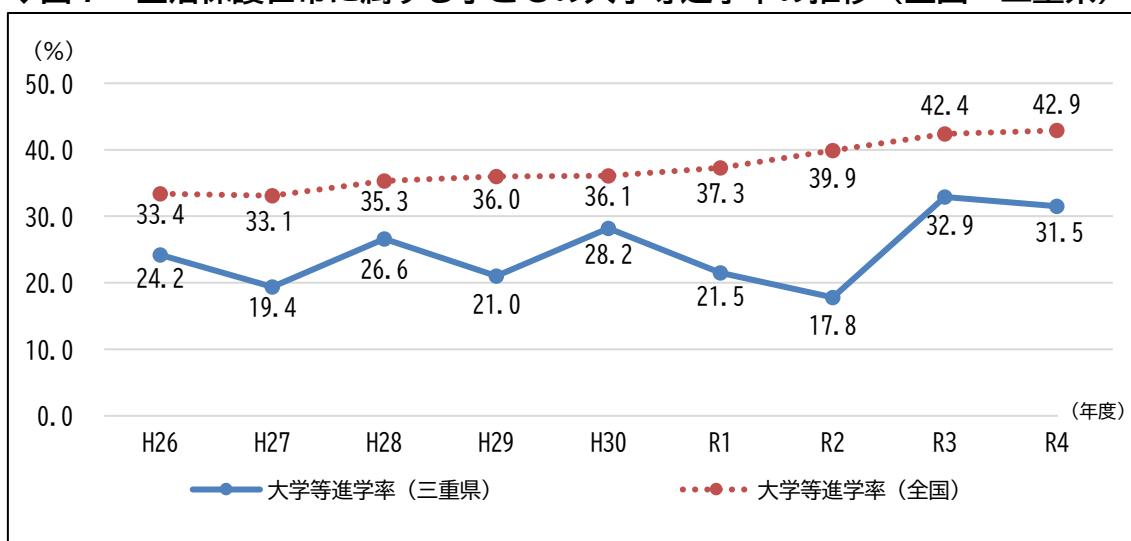
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(7) 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率および就職率

本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、近年、増加傾向にあり、令和4（2022）年度は、31.5%となっています。

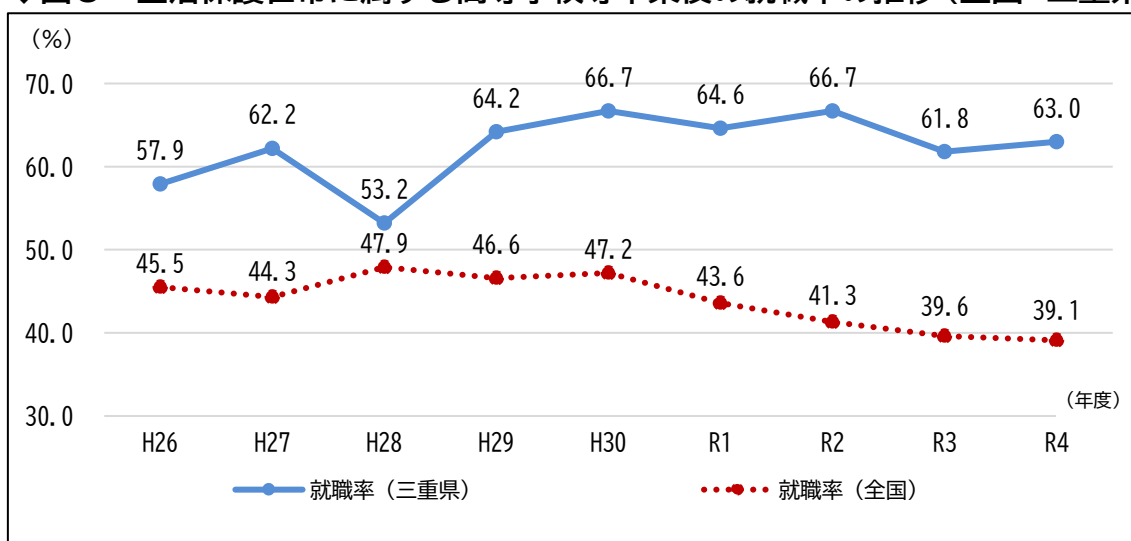
一方、令和4（2022）年度の全国の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は42.9%であり、全国平均より下回っているところですが、令和4（2022）年度の本県の生活保護世帯に属する高等学校等卒業後の就職率は63.0%と全国平均の就職率（39.1%）と比較すると高い水準にあります。

◆図7 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率の推移（全国・三重県）



出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

◆図8 生活保護世帯に属する高等学校等卒業後の就職率の推移（全国・三重県）

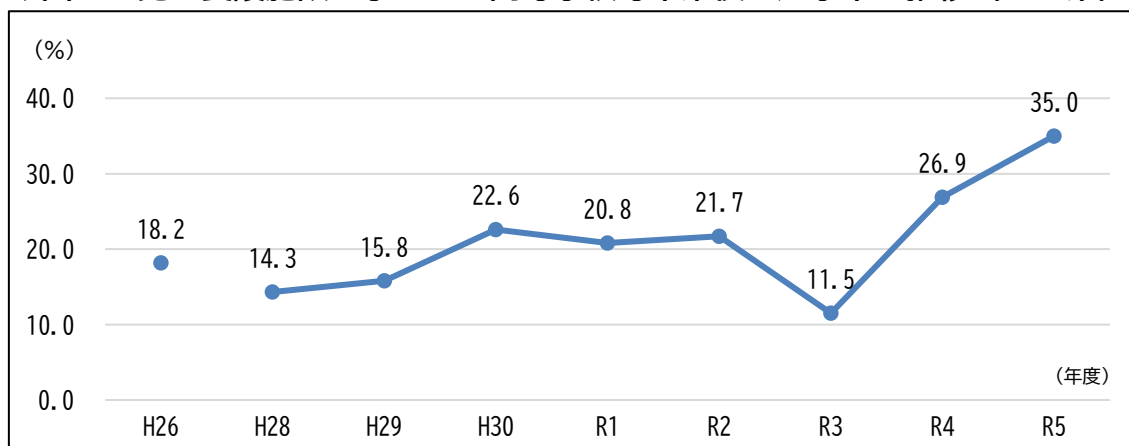


出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(8) 児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率の推移

本県の児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率は、近年、増加傾向にあり、令和5（2023）年度は、35.0%となっています。

◆図9 児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率の推移（三重県）



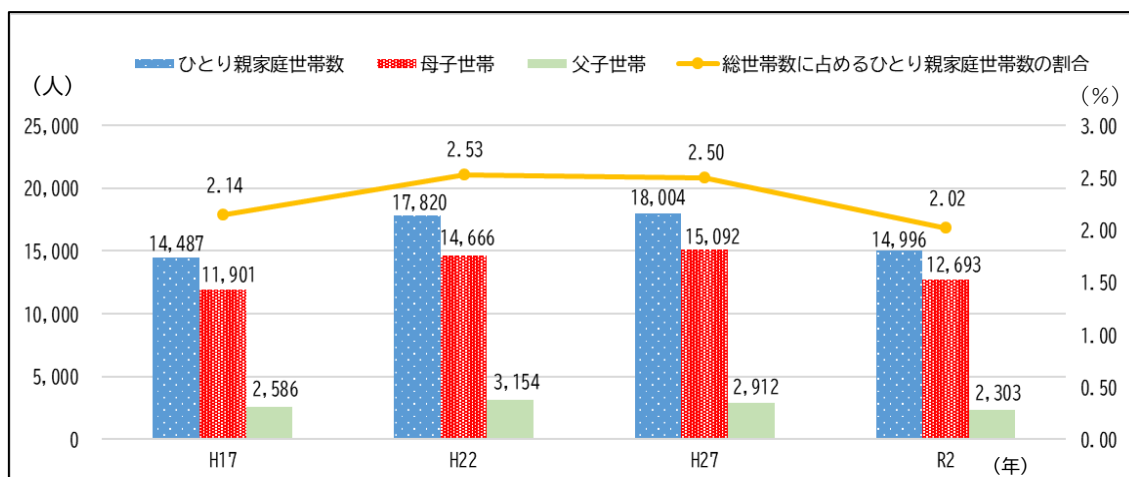
出典：こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ ※平成27年度は調査未実施

2 ひとり親家庭に関する状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭の世帯数（他の世帯員がいる世帯を含む）は、令和2（2020）年には14,996世帯となっています。前回調査時の平成27（2015）年から約17%低下しています。

◆図10 ひとり親家庭の世帯数（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移（三重県）

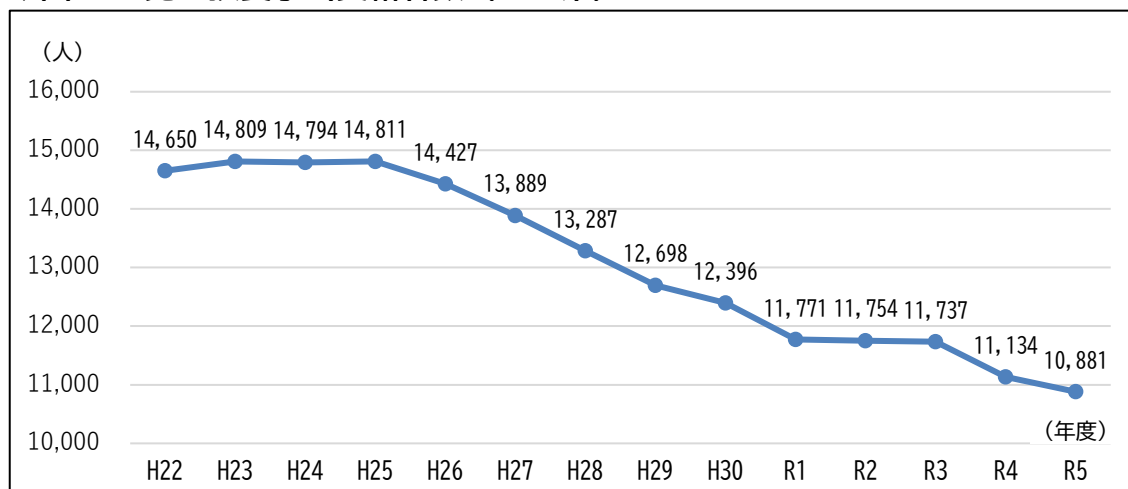


出典：総務省「国勢調査」 ※H17は推計

(2) 児童扶養手当受給者数

本県の児童扶養手当受給者は、平成25（2013）年度をピークに一貫して減少傾向にあります。

◆図11 児童扶養手当受給者数（三重県）



出典：三重県調査

(3) 母子家庭の現状（所得状況）

令和4（2022）年の「国民生活基礎調査」によると、令和3（2021）年における「母子世帯」の総所得は年間328.2万円であり、「全世帯」のうち「児童のいる世帯」の総所得年間785.0万円の約42%にとどまっています。その大きな要因は稼働所得が少ないことにあり、「児童のいる世帯」の約37%にとどまっています。

◆表2 所得の種類別1世帯あたり平均所得金額および構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金 ・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障の 給付金	仕送り・企業 年金・個人年 金・その他の 所得
	1世帯あたり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
	1世帯あたり平均所得金額の割合構成（単位：％）					
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

※稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいい、手当は含まれません。

第3章 現行計画の取組状況

1 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の取組状況

「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」の5つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次のとおりです。

① 教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和5(2023)年度は、スクールカウンセラー^{※1}を全ての中学校区(150中学校区、義務教育学校含む)と高等学校(56校)、特別支援学校(18校)、教育支援センター(22か所)に配置し、児童生徒からの相談や心のケアに対応しました。(教育委員会)
- ・スクールソーシャルワーカー^{※2}については、全29市町と教育支援センター(22か所)に配置し、拠点となる中学校区(52校)や高等学校(24校)、特別支援学校(3校)を中心に活動し、児童生徒や家庭への支援を行いました。具体的には、教職員やスクールカウンセラーと情報を共有し、保護者を就学援助や奨学金制度に係る関係機関につないだり、市町の生活保護担当課と連携した支援を行ったりするなど、福祉等の関係機関との連携による支援を行いました。(教育委員会)
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました(令和5(2023)年度は12市町51校で実施)。(教育委員会)
- ・生活困窮家庭において、小中学校入学時の学用品等の購入費用の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の入学前支給の検討を各市町へ働きかけを行った結果、令和6(2024)年度の入学生に対し全29市町の入学前支給が行われました。(教育委員会)
- ・経済的な事情に左右されず、学びを継続することを目的として、対象となるフリースクールを利用している不登校児童生徒がいる低所得世帯に対して、令和6(2024)年度から利用料の一部を補助しました。(教育委員会、環境生活部)
- ・教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」については、家計急変世帯への支援を継続するとともに、令和5(2023)年度においては、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しました。また、授業料に充てる「高等学校等就学支援金」については、収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援

※1 子どもの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理師、臨床心理士、学校心理士等があり、子どもへのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行います。

※2 教育機関を活動の場とする福祉事業(ソーシャルワーク)従事者。主に、子どもの立場から、問題解決ができる環境づくりを推進します。

に取り組みました。(教育委員会、環境生活部)

- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習支援を実施する市町へ補助を行い、令和5(2023)年度においては、8市町が実施しました。また、生活困窮家庭の子どもの学習支援は26市町が実施しました。(子ども・福祉部)

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町 (R1)	20市町 (R5)	29市町
■	施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもへの高等教育機関への進学率	25.9% (H30)	32.1% (R4, R5)	38.3%
■	家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	76.0% (R5)	84.4%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38% (H28)	16,866人 13.02% (R5)	—
□	就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100% (H29)	100% (R5)	—
□	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町 (H30)	29市町 (R6)	—
□	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町 (H30)	29市町 (R6)	—
□	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7% (H30)	55.8% (R5)	—
□	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1% (H30)	68.7% (R5)	—
□	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	100% (R5)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H30)	92.9% (R4)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4% (H30)	1.7% (R4)	—
□	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (H30)	1.2% (R5)	—
□	全世帯の子どもの高等学校中退者数	710人 (H30)	563人 (R5)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

② 生活の支援

- ・切れ目のない出産・育児支援体制づくりを支援するために、市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し、効果的に事業を推進できるよう、専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣しました。(子ども・福祉部)
- ・予期せぬ妊娠、思いがけない妊娠について悩んでいる人が、安心して相談できる相談窓口である「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」において、電話相談およびLINE相談を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の取組については、全29市町が実施しました。(子ども・福祉部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者の相談支援を行いました。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、個々の状況に応じた支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、地域分散化による要保護児童に対する家庭的ケアを拡充しました。(子ども・福祉部)
- ・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しました。また、虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂や学習支援教室等といった「子どもの居場所」は、子どもやその保護者の悩みごとを聞き、子どもやその家庭の抱える問題に気づき、適切な支援機関につなげるなどに役割の一端を担う存在となっています。これらの「子どもの居場所」の継続的な運営を支援するため、「三重県子ども食堂等支援事業補助金」、「三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金」、「三重県子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金」により、運営者の創意工夫による多様な活動を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・「子どもの居場所」の立ち上げや継続的な運営に向けて、「子どもの居場所」づくりの活動を新たに始めたい方等を対象に、子どもの居場所づくり勉強会の開催、アドバイザーの派遣等人材育成支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・若年無業者の職業的自立を図るため、県内4か所の地域若者サポートステーションを活用し、就労前スキルアップ訓練事業、就労体験事業、社会体験事業、常設型受入施設での就労体験を実施しました。(雇用経済部)
- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援しました。令和5(2023)年度の優先入居募集戸数は27戸でした。(県土整備部)

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (R1)	12市町 (R5)	29市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町 (H30)	29市町 (R6)	29市町 (R6)
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件 (H30)	224件 (R5)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	19市町 (R5)	—
□	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24市町 (H30)	27市町 (R5)	—
□	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25人 (H30)	19人 (R5)	—
□	県内で活動する子ども食堂の数	40か所 (R1.5時点)	165か所 (R6.9時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③ 保護者に対する就労の支援

- ・生活困窮家庭の方を対象に、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・就労可能な生活保護世帯の方を対象に、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労による自立を促進するための取組を実施するとともに、自立した世帯からの申請による就労自立給付金を支給しました。(子ども・福祉部)
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な就職支援サービスを提供しました。(雇用経済部)
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付きの職業訓練を実施しました。(雇用経済部)
- ・就職氷河期世代の方を対象に、「おしごと広場みえ」内に開設している就職氷河期世代専用の相談窓口「マイチャレ三重」において、支援体制の強化を図るため、各種相談やキャリアカウンセリング、個別支援計画の作成等を行うほか、雇用・福祉・医療等の支援機関の連携を強化することで、就職や社会参加に向けて切れ目のない支援を提供しました(令和5(2023)年度は、相談件数延べ730件、就職者数42名)。(雇用経済部)

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	321人 (H30)	396人 (R5)	540人
■	三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）に求職者登録した方の就業率	76.9% (H30)	35.7% (R5)	90%
□	ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28人 (H30)	43人 (R5)	—
□	ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103人 (H30)	106人 (R5)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

④ 経済的支援

- ・コロナ禍やその後の物価高騰により家計が急変した低所得の子育て世帯に対して「子育て世帯生活支援特別給付金（子ども1人あたり一律5万円）」などの臨時給付金を市町と連携して速やかな支給に努めました。また、「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」として、児童扶養手当受給世帯を対象に子ども1人あたり2万円を令和5（2023）年7月に給付するなど、県独自の施策として経済的な支援を行いました。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しました。また、障がい児の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当を支給しました。（子ども・福祉部）
- ・経済的支援が必要な低所得世帯等に対して、無利子または低利子の資金を貸付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活が送れるように支援しました。（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、弁護士による養育費に関する相談支援を行いました。（子ども・福祉部）

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	養育費を受給している割合	36.9% (R1) ※県調査	25.4% (R5) ※福祉行政報告例	50%
□	児童扶養手当の受給者数	12,396人 (H30)	10,881人 (R5)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤ 身近な地域での支援体制の整備

- ・支援が必要な家庭からの相談に対する支援体制について、「貧困家庭やひとり親家庭等のさまざまな分野の相談に対応できるワンストップの相談窓口の設置」、「関係部署が定期的に会合して情報共有と連携を深め、必要な支援や利用可能な制度を案内できる体制の整備」、「学校、子どもの居場所、要保護児童対策地域協議会※、こども家庭センター等から支援が必要な家庭の情報を得て、必要な支援や利用可能な制度を案内できる体制の整備」など地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を整備しています。令和5（2023）年度においては、26市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制が整いました。（子ども・福祉部）
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）では、11言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語）で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。（環境生活部）
- ・身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や国の補助金を活用した市町の事例紹介等を行いました。（子ども・福祉部）
- ・生活保護のケースワーカーに対し、子どもの貧困とその影響に関する人権研修を実施するなど、ケースワーカーや支援員等に対する研修を実施し、生活困窮家庭の支援にあたる職員の資質の向上に努めました。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町 (H30)	26市町 (R5)	29市町
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町 (H30)	15市町 (R5)	29市町

※ 要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、「児童福祉法」に基づき設置された協議会です。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成されます。

2 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の取組状況

「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」および「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次のとおりです。

① 親への就業支援

- ・三重県母子・父子福祉センターに求職者登録をした方の就業率について、令和5(2023)年度については、35.7%となりました。(子ども・福祉部)
- ・就職するにあたって有利な技能を身につけるため、三重県母子・父子福祉センターにおいて、Word、Excel等のパソコン講習や簿記講習等を受講料無料で行いました。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就労を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給しました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録をした人の就業率	76.9% (H30)	35.7% (R5)	90%

② 子育て家庭と生活のための支援

- ・ひとり親家庭等に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児を支援する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を行う8市町(29家庭、延べ150回)に対して、必要経費の一部を補助しました。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成を行う市町に対しても、必要経費の一部を補助しました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の児童に係る利用料の減免を行う市町に対し、児童1人あたり月額3,000円を補助しました。また、放課後児童クラブ実施状況調査によると、県内の放課後児童クラブの利用料が月額6,000円以上のクラブが8割程度占めているこ

とから、さらなるひとり親家庭の経済的負担軽減を図るため、令和6（2024）年度から、補助基準額を児童1人あたり月額6,000円に増額しました。（子ども・福祉部）

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の保護者の教養を高めたり、親子の絆を深めたりするために、文化教養講習会や親子料理教室を開催するとともに、親同士の交流の場を持ち、情報の共有化を図りました。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (H30)	12市町 (R5)	29市町

③ 子どもへの学習支援

- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業については8市町(令和5(2023)年度)が実施しました。令和5(2023)年度から生活困窮家庭も対象となり、2市が実施、令和6(2024)年度から大学等の受験料や模試の費用も対象となり、1市が実施しています。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7市町 (H30)	8市町 (R5)	15市町

④ 経済的な安定のための支援

- ・三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、弁護士による養育費に関する相談支援を行いました。令和5(2023)年度の実績は5件でした。（子ども・福祉部）
- ・コロナ禍やその後の物価高騰により家計が急変した低所得の子育て世帯に対して「子育て世帯生活支援特別給付金(子ども1人あたり一律5万円)」などの臨時給付金を市町と連携して速やかな支給に努めました。（子ども・福祉部）
- ・「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」として、児童扶養手当受給世帯を対象に子ども1人あたり2万円を令和5(2023)年7月に給付するなど、県独自の施策として経済的な支援を行いました。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しました。（子ども・福祉部）

- ・経済的支援が必要なひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付を行いました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等の医療費を助成する市町を支援しました。なお、令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われています。(医療保健部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
養育費を受給している割合	36.9% (R1) ※県調査	25.4% (R5) ※福祉行政 報告例	50%

⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいては、就労に関する相談や養育費に関する専門相談に応じました。就業相談員による各種相談への対応については、来所相談、電話相談だけでなく、メール相談、LINEによる1対1トーク相談も行いました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等の支援にあたる職員の資質の向上を図るため、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員に対する研修を、令和5(2023)年度は3回行いました。(子ども・福祉部)
- ・令和5(2023)年4月から支援を必要とするひとり親家庭等が必要な情報に簡単に24時間365日スマートフォン等からアクセスできるよう、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」を三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で運用し、必要な情報が得られる仕組みを構築しました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
福祉事務所相談件数	8,076人 (H30)	5,544人 (R5)	10,000人

⑥ 父子家庭に対する支援の充実

- ・父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)は、ひとり親世帯数の約15%(令和2(2020)年)と少ない状況ですが、福祉事務所には、250件(令和5(2023)年度)の相談がありました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
福祉事務所における父子家庭相談件数	241 件 (H30)	250 件 (R5)	500 件

第4章 実態調査

1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、子ども本人および保護者への調査を実施しました。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 市町が実施するひとり親家庭や低所得子育て世帯等への学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 一般社団法人三重県母子寡婦福祉連合会の会員である保護者とその子ども
- ・ 子どもの居場所（子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室等）を利用する子どもと保護者
- ・ 生活保護世帯の保護者とその子ども
- ・ 生活困窮者自立支援制度を利用する保護者とその子ども

(2) 調査方法

令和6（2024）年8月に市町や関係団体を通じて、アンケートの二次元コードを掲載したチラシを配布し、8月から9月にかけてWEBにて実施しました。

その結果、1,342人（保護者用アンケート：915人、子ども用アンケート：427人）から回答を得ました。

(3) 調査事項

保護者用アンケートの内容	子ども用アンケートの内容
<ul style="list-style-type: none">・ 子どもとの関わり方について・ 生活の状況について・ 不安や悩みについて・ 公的支援の利用状況について・ ひとり親家庭の状況について 等	<ul style="list-style-type: none">・ 生活習慣について・ 勉強、進学について・ 放課後の過ごし方について・ 自分自身について・ 悩みごとについて 等

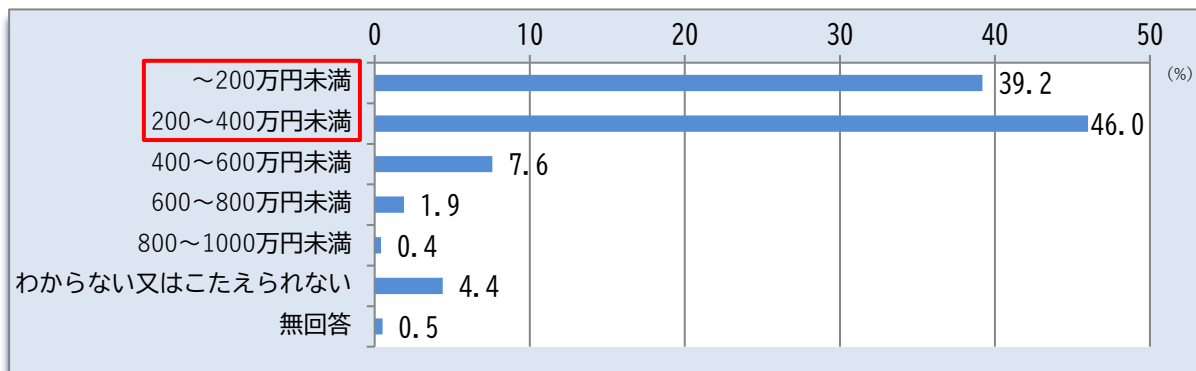
(4) 調査結果 (抜粋)

① ひとり親家庭の状況について

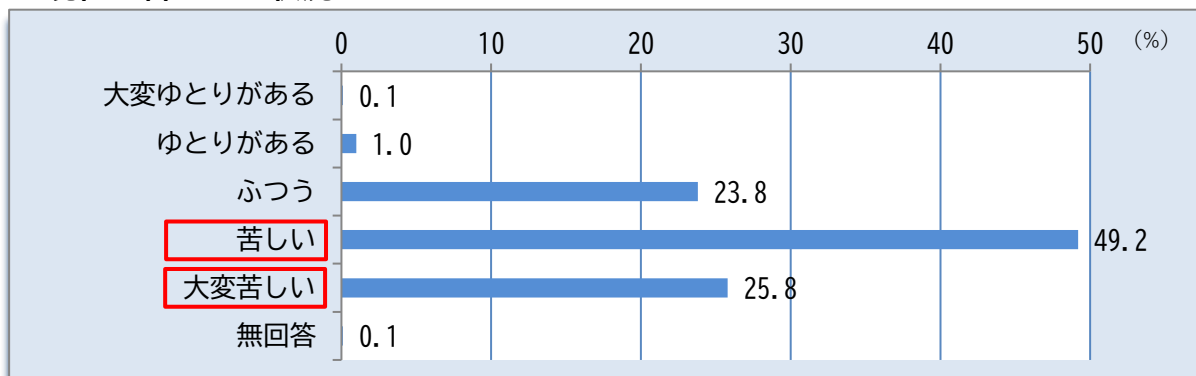
世帯収入が400万円未満と回答した割合は85.2%です。また、「現在の暮らしの状況」についても、「苦しい」、「大変苦しい」と答えた割合が全体の75.0%を占めており、「最近の生活の満足度」も全体として低い数字となっています。このことから、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあると言えます。

※本調査における世帯収入とは、税金や社会保険料を控除した手取金額(手当額を含む)をいいます。

○ひとり親家庭における世帯収入の状況

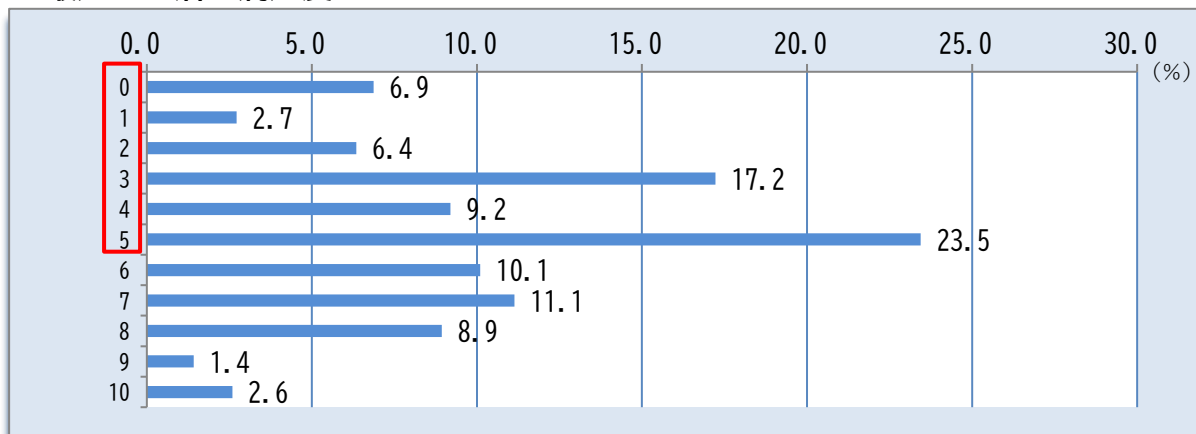


○現在の暮らしの状況



○最近の生活の満足度

※生活の満足度について、「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字のいずれかを選びます。

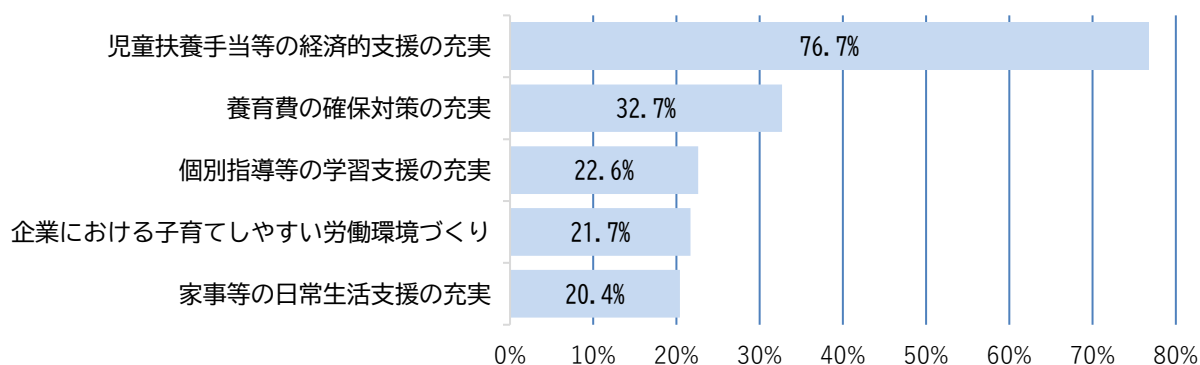


○充実が望まれる施策

ひとり親家庭において、特に充実が望まれる施策は、「児童扶養手当等の経済的支援の充実」が76.7%と最も多く、次いで「養育費の確保対策の充実」が32.7%、「個別指導等の学習支援の充実」が22.6%となっています。

自由意見欄の内容を含めると、児童扶養手当の支給額や所得要件に関すること、養育費の確保に向けた対策を望む声が多く見られました。

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

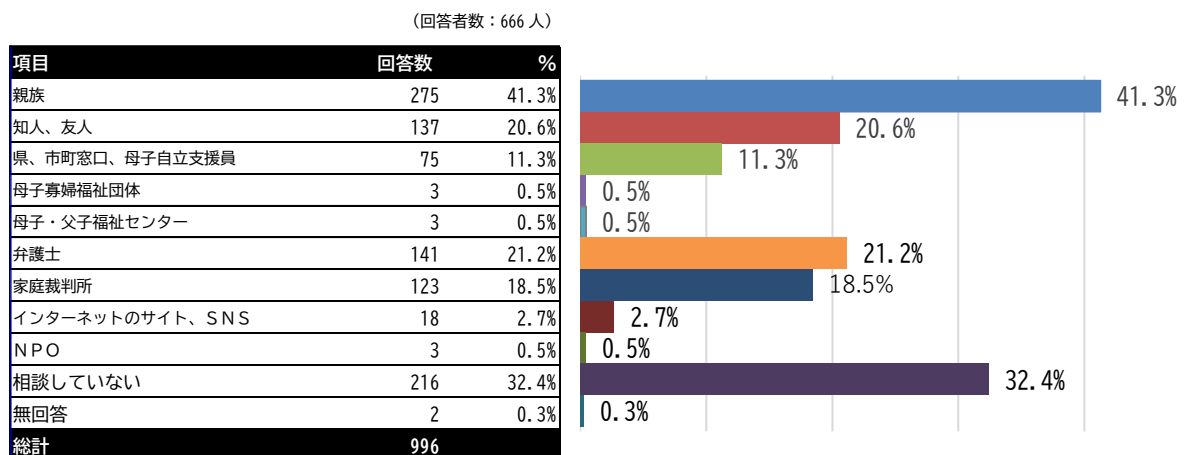


○養育費に関する相談

相談相手としては、「親族」が41.3%と最も多く、次いで「弁護士」(21.2%)、「知人、友人」(20.6%)、「家庭裁判所」(18.5%)の順でした。一方で、「県、市町窓口、母子自立支援員」(11.3%)、「母子寡婦福祉団体」(0.5%)、「母子・父子福祉センター」(0.5%)といった行政機関に相談した割合は、全体の12.3%にとどまっています。また、「相談していない」と回答した割合が32.4%と、約3人に1人が養育費について誰にも(どこにも)相談していないことがわかりました。

○あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か(どこか)に相談しましたか。あてはまるものすべてを選んでください。(保護者)

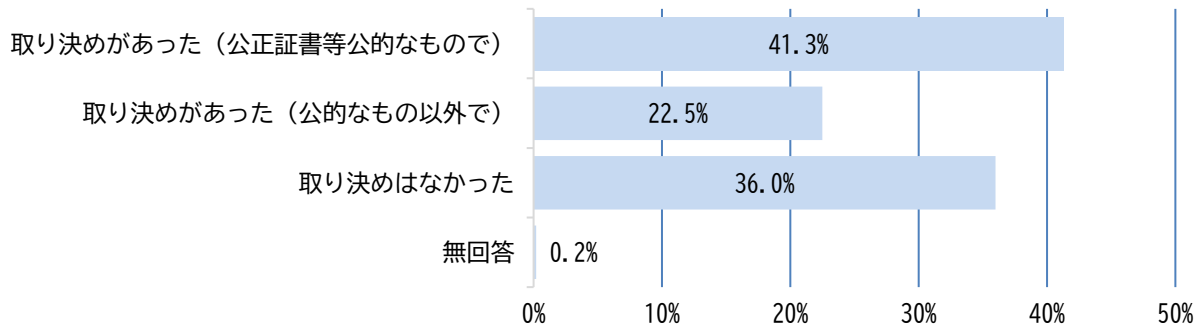
※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況について、取り決めがあった割合は 63.8%で、取り決めがなかった割合は 36.0%となっています。

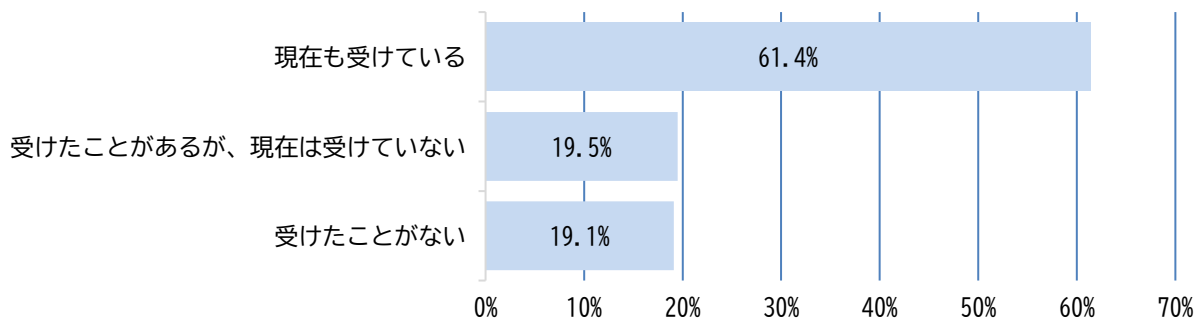
取り決めがあった場合のうち、公正証書等公的なもので取り決めがあった割合は 41.3%で、公的なもの以外で取り決めがあった割合は 22.5%となっています。



○養育費の受給状況

養育費の受給状況について、「現在も受けている」と答えた割合は 61.4%ですが、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が 19.5%、「受けたことがない」が 19.1%と、取り決めを行った場合でも、適切に履行されていない状況にあります。

不払いになった場合でも、差し押さえ等の法的な手続きによって、養育費を受給できるよう支援していくことが求められます。

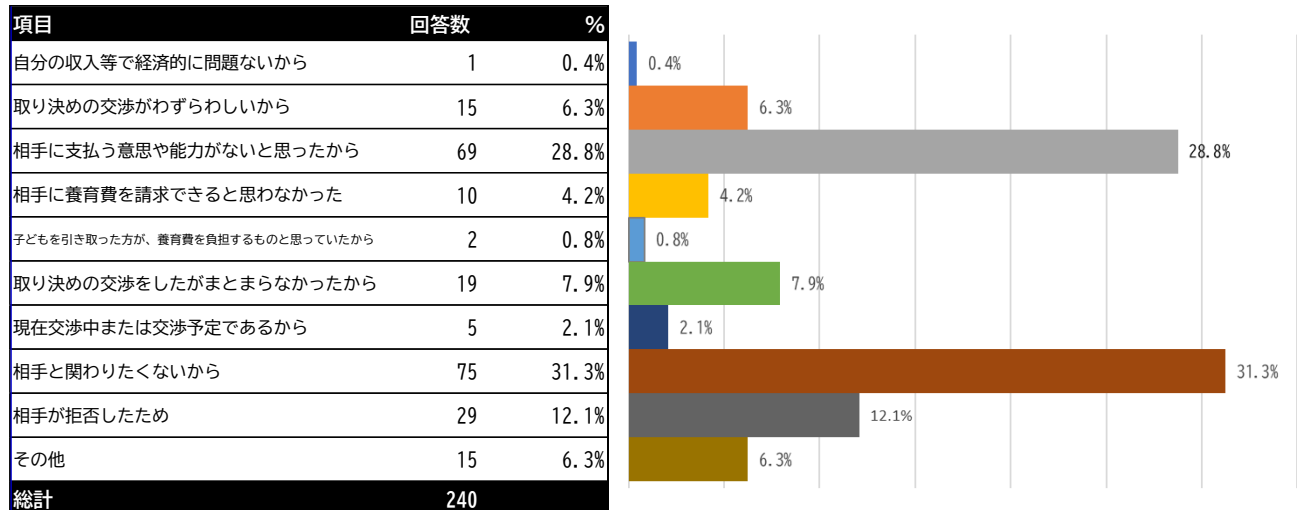


○養育費の取り決めをしなかった理由

取り決めをしなかった理由としては、「相手と関わりたくないから」が31.3%と最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が28.8%、「相手が拒否したため」が12.1%となっています。

養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等を行う必要があります。

(回答者数：240人)



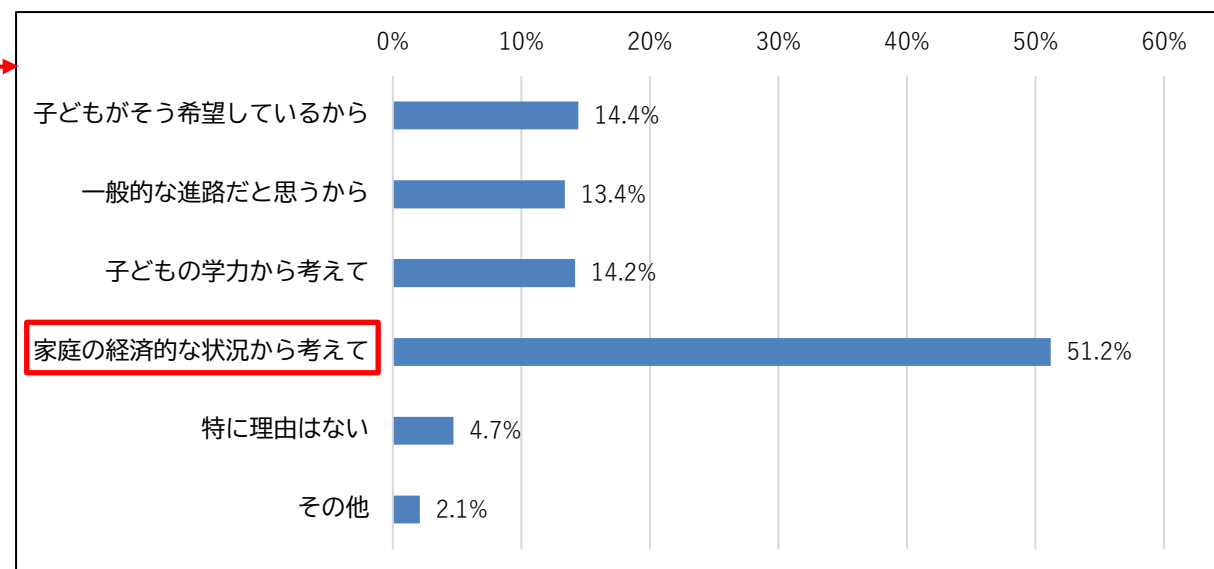
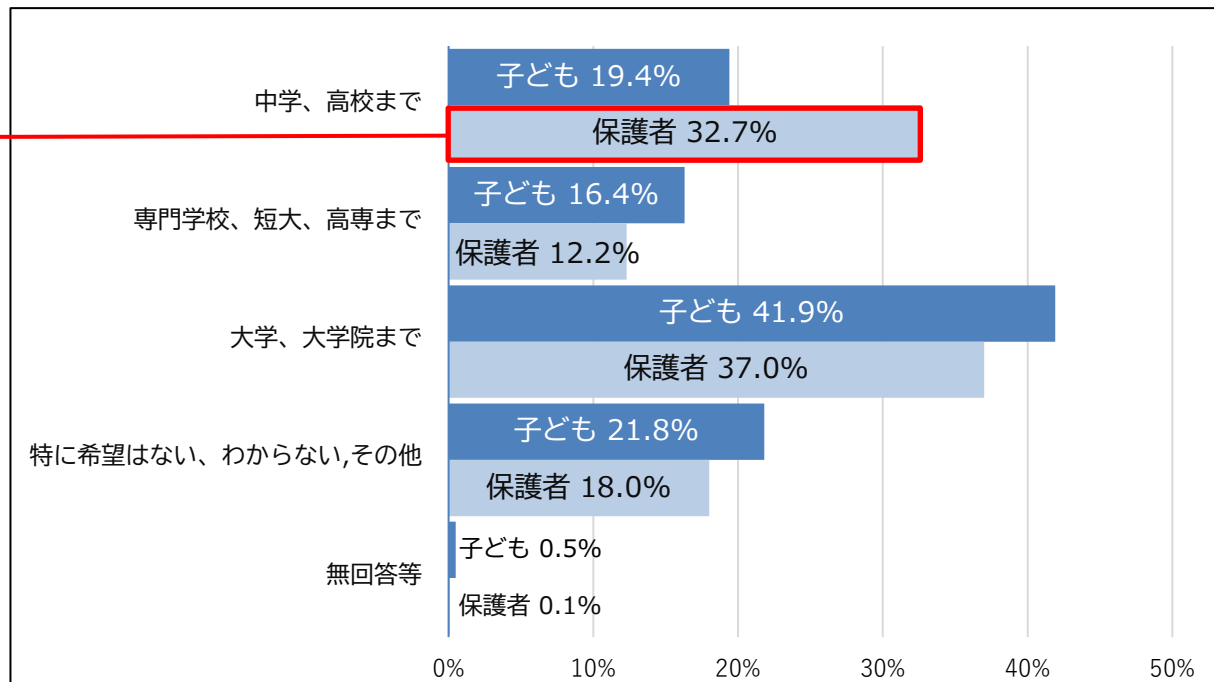
② 進学について

子ども、保護者とも約半数程度が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を考えている一方で（保護者の割合：49.2%、子どもの割合：58.3%）、「中学、高校まで」と考える保護者の割合は 32.7%であり、子どもの19.4%と比較すると高くなっています。

また、「中学・高校まで」と答えた保護者のうち、全体の51.2%が「家庭の経済的な状況から考えて」と答えており、家庭の経済状況が進学に影響していることがうかがえます。

○あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

○お子さまは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか（保護者）



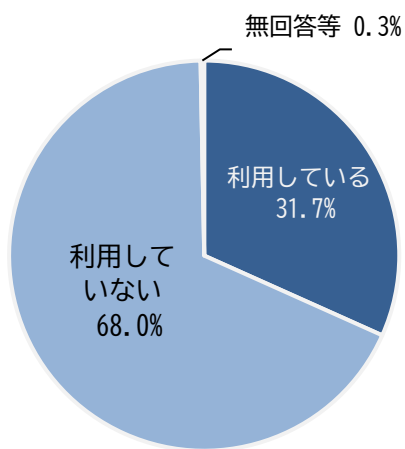
③ 学習塾の利用について

「過去1年間に子どもが学習塾を利用していない」と答えた保護者のうち、50.0%は「経済的に余裕があれば塾を利用したい」と考えています。

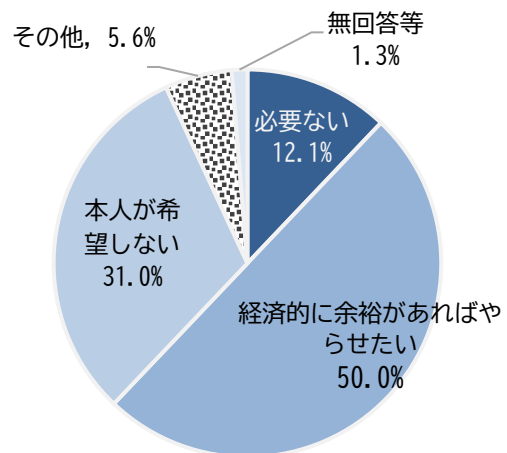
また、無料または低額の学習支援教室を「利用したことがある」、または「利用したことがない、あれば利用したいと思う」と答えた割合は、70.3%となっています。

○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

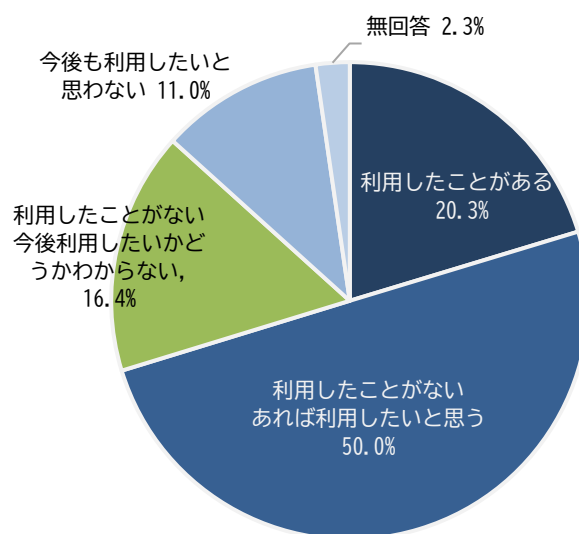
・学習塾の利用状況



(利用していない家庭) ・学習塾を利用していない理由



○あなたのお子さまについて、無料または低額の学習支援教室を使用したことがありますか。利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか（保護者）



④ 体験活動等について

「過去1年間に子どもがスポーツ、芸術等の習い事を利用していない」と答えた保護者のうち、54.2%は「経済的に余裕があればやらせたい」と考えています。

「年に1回程度家族旅行に行っていない」と答えた保護者のうち、89.6%は「経済的に余裕があれば行きたい」と考えています。

「毎月お小遣いをわたしていない」と答えた保護者のうち、50.1%は「経済的に余裕があればわたしたい」と考えています。

経済的な理由から、体験活動ができない子どもに対して、さまざまな体験ができるよう、体験機会を提供する取組が重要です。

○スポーツ、芸術等の習い事

項目	回答数	%
①利用している	386	42.2%
②利用していない	522	57.0%
無回答	7	0.8%
総計	915	

○利用していない理由

項目	回答数	%
必要がない	27	5.2%
経済的に余裕があればやらせたい	283	54.2%
本人が希望しない	174	33.3%
その他	31	5.9%
無回答	7	1.3%
総計	522	

○年に1回程度家族旅行に行く

項目	回答数	%
①行った	371	40.5%
②行っていない	540	59.0%
無回答	4	0.4%
総計	915	

○行っていない理由

項目	回答数	%
必要がない	4	0.7%
経済的に余裕があれば行きたい	484	89.6%
本人が希望しない	19	3.5%
その他	31	5.7%
無回答	2	0.4%
総計	540	

○毎月お小遣いをわたす

項目	回答数	%
①わたした	321	35.1%
②わたしていない	593	64.8%
無回答	1	0.1%
総計	915	

○わたしていない理由

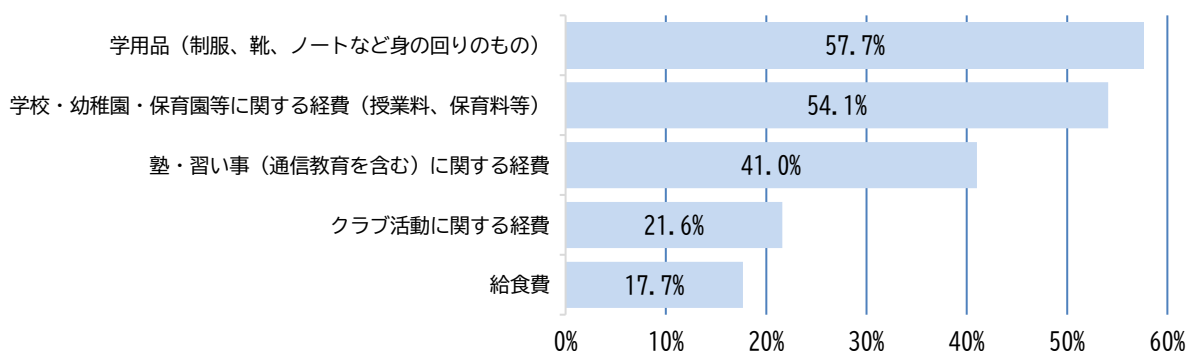
項目	回答数	%
必要がない	152	25.6%
経済的に余裕があればわたしたい	297	50.1%
本人が希望しない	62	10.5%
その他	79	13.3%
無回答	3	0.5%
総計	593	

⑤ 教育費に関する負担について

子どもの教育に係る経費のうち、負担に感じているものについて、「学用品」と答えた割合が57.7%と最も高く、次いで「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」(54.1%)、「塾・習い事に関する経費」(41.0%)となっています。

○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



⑥ 子どもの居場所の利用状況について

子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、家でも学校でもなく、誰もが気軽に集える「子どもの居場所」は、県内でも増加しています。令和元（2019）年度の実態調査と比較すると、「子ども食堂を利用したことがある（利用する予定である）」と答えた割合は5.9%から19.2%に、「知っているが、利用したことはない」と答えた割合は27.4%から49.5%に、利用状況および認知度も高くなっていることがわかります。

また、無料または低額の学習支援教室、フードパントリーなど、ほとんどの項目において、「利用したことがある」と答えた割合は20%前後、「利用したことがない、あれば利用したい」と答えた割合は50%前後となっています。

○子育て世代が利用する可能性のある下記の公的支援について、それぞれ「利用したことがある（利用する予定である）」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちあてはまるものを選んでください。（保護者）【抜粋】

子ども食堂の利用状況

（令和元（2019）年度調査）

項目	回答数	%
利用したことがある	54	5.9%
知っているが、利用したことはない	251	27.4%
知らない	442	48.3%
無回答	21	2.3%
総計	768	



（令和6（2024）年度調査）

項目	回答数	%
利用したことがある（利用する予定である）	176	19.2%
知っているが、利用したことはない	453	49.5%
知らない	278	30.4%
無回答	8	0.9%
総計	915	

○あなた自身またはお子さまについて、下記のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか（保護者）

1 無料または低額の学習教室

項目	回答数	%
利用したことがある	186	20.3%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	457	49.9%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	101	11.0%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	150	16.4%
無回答	21	2.3%
総計	915	

2 子ども食堂

項目	回答数	%
利用したことがある	175	19.1%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	459	50.2%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	121	13.2%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	125	13.7%
無回答	35	3.8%
総計	915	

3 フードパントリー

項目	回答数	%
利用したことがある	220	24.0%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	412	45.0%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	112	12.2%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	134	14.6%
無回答	37	4.0%
総計	915	

4 学校外での体験活動

項目	回答数	%
利用したことがある	216	23.6%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	449	49.1%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	100	10.9%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	122	13.3%
無回答	28	3.1%
総計	915	

5 家や学校以外で何でも相談できる場所

項目	回答数	%
利用したことがある	151	16.5%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	491	53.7%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	107	11.7%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	131	14.3%
無回答	35	3.8%
総計	915	

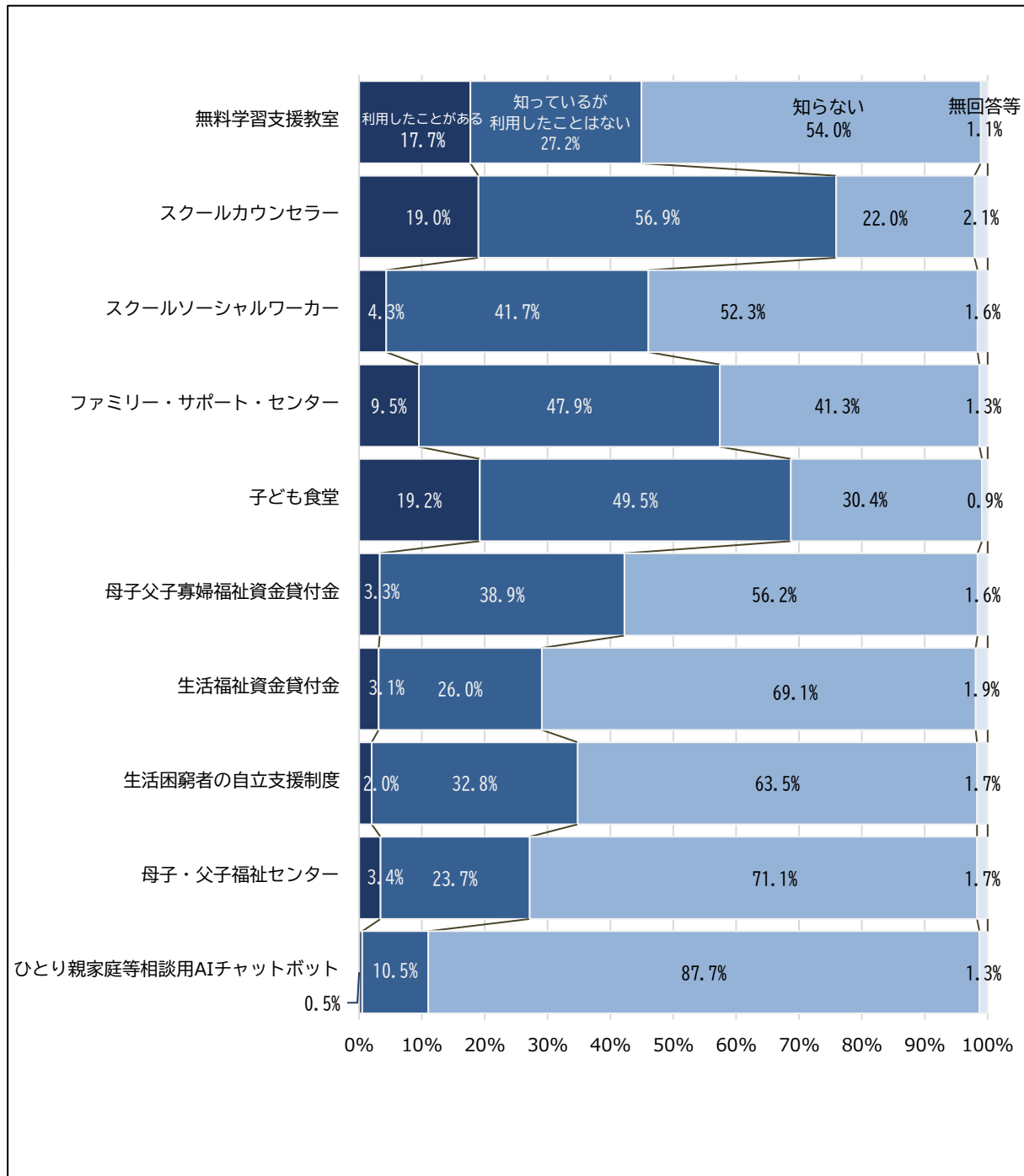
6 保護者同士の交流の場所

項目	回答数	%
利用したことがある	109	11.9%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	374	40.9%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	215	23.5%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	162	17.7%
無回答	55	6.0%
総計	915	

⑦ 各種支援制度の認知度について

子育て世代が利用できるさまざまな支援について、以下のとおり「知らない」と答えた方が多くいました。特に、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「母子・父子福祉センター」、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」など、ひとり親家庭への支援について、「知らない」と答えた割合が多かったことから、必要となる支援制度の周知・広報を行っていくことが求められます。

○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



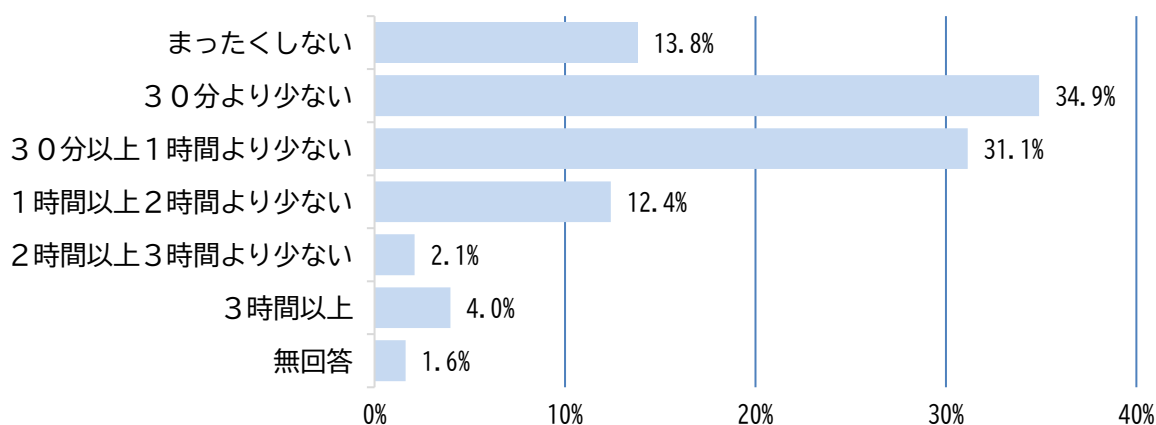
⑧ 子どもの勉強時間について

平日の勉強時間について、「まったくしない」と答えた割合は13.8%、「30分より少ない」と答えた割合は34.9%、「30分以上1時間より少ない」は31.1%と、全体の約8割が1時間未満の勉強時間となっています。

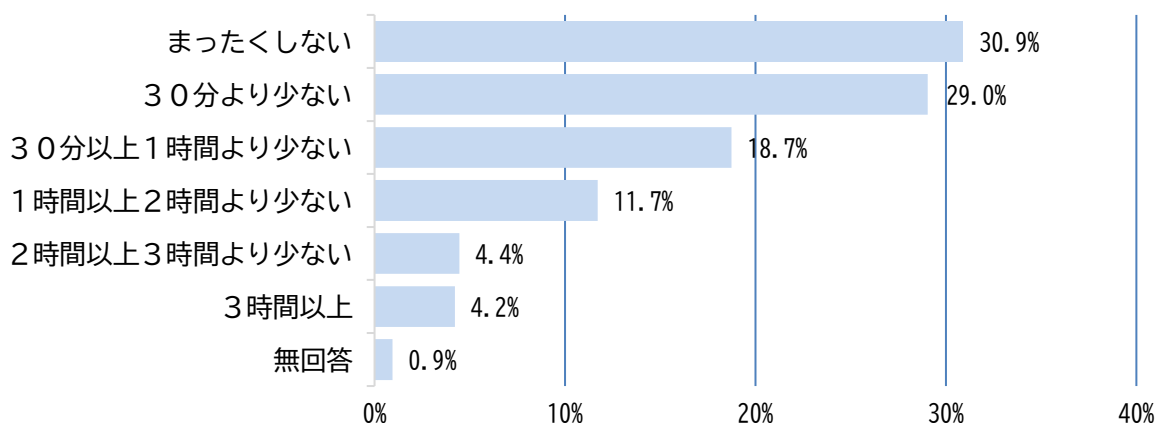
一方、休日の勉強時間について、「まったくしない」と答えた割合は30.9%、「30分より少ない」と答えた割合は29.0%、「30分以上1時間より少ない」は18.7%と、こちらも全体の約8割が1時間未満の勉強時間となっています。

学年によって勉強時間は異なるものの、文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5(2023)年度)では、平日に学校の授業以外で1時間以上学習している子どもの割合が小学6年生では54.0%、中学3年生では、64.9%であり、休日に1時間以上学習している子どもの割合が小学6年生では44.7%、中学3年生では、59.6%であることから、全体的に勉強時間が少ないと言えます。

○平日に学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強をしますか(子ども)



○休日にどれくらいの時間、勉強をしますか(子ども)

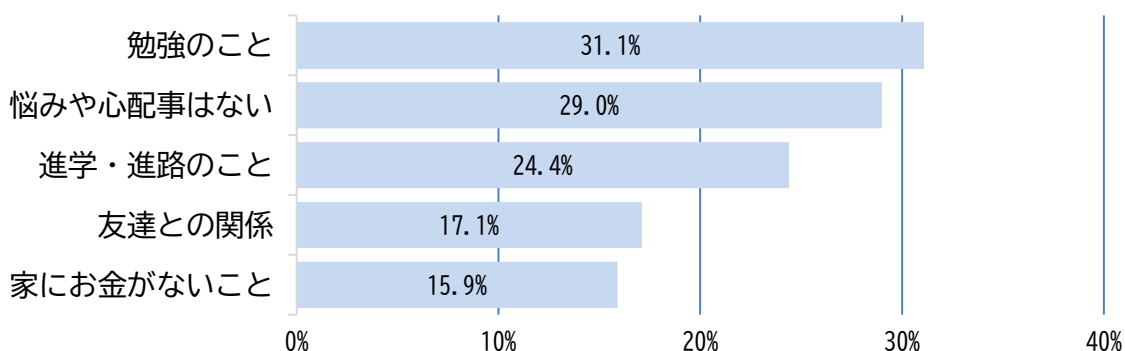


⑨ 悩みごとや心配なことについて

子ども自身が抱える自分や家族の悩みについては、「勉強のこと」(31.1%)、「進学・進路のこと」(24.4%)、「友達との関係」(17.1%)、「家にお金がないこと」(15.9%)と多岐にわたっています。

○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか（子ども）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



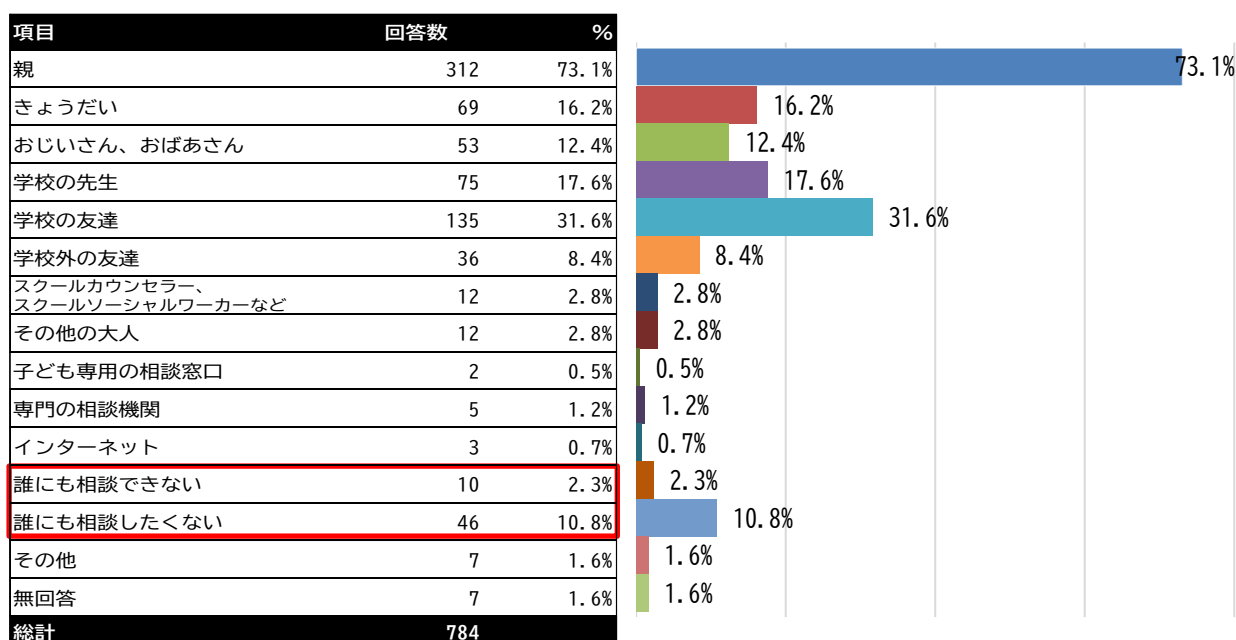
相談相手としては、「親」が73.1%と最も多く、次いで「学校の友達」(31.6%)、「学校の先生」(17.6%)、「きょうだい」(16.2%)の順でした。

一方で、「誰にも相談したくない」(10.8%)、「誰にも相談できない」(2.3%)と誰にも相談していない子どもがいることがわかりました。気軽に相談できる体制の整備が求められます。

○あなたは悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか（子ども）

(回答者数：427人)

※複数回答可



⑩ 自由意見について

- ・制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、432名（全回答者数の32.2%）の方から回答をいただきました。
- ・内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど、制度や支援策へのご要望やご意見があれば、自由にお書きください。（保護者）

（主な意見）

■地域や社会の環境に関する意見

- ・地域による行政サービスの格差・不均衡（10件）
- ・子どもが安全して過ごすことができる環境整備（5件）
- ・子どもが遊べる場所の確保、地域でのイベントの充実（4件）

■子育て支援に関する意見

- ・学童保育の質と量の改善（10件）
- ・延長保育・休日保育の拡大（9件）
- ・病児保育の拡大（8件）
- ・働きながら子育てする際の支援（7件）
- ・職場の理解と柔軟な労働時間の要請（5件）
- ・児童館の整備（4件）

■経済的支援に関する意見

- ・ひとり親家庭への経済的支援の強化（15件）
- ・家賃補助（12件）
- ・手当の所得制限緩和（10件）
- ・住宅ローン支払いに関する支援（6件）
- ・公営住宅の優先入居（5件）

■教育に関する意見

- ・無料学習施設の強化（9件）
- ・塾代の支援（7件）
- ・制服代や教科書代の補助（6件）
- ・特別支援教育の充実（5件）
- ・高校生以上の学習支援の充実（4件）

■法的・制度的支援に関する意見

- ・養育費未払いの法整備、養育費の取り立て支援（12件）
- ・制度に関する効果的な周知・広報（5件）
- ・相談窓口の拡充（4件）

○このアンケートについて思ったことや、大人に伝えたいことがあれば、自由に書いてください。(子ども)

(主な意見)

■教育に関する意見

- ・無料の学習スペースを増やしてほしい(6件)
- ・無料の塾や学校外の学習支援を希望(5件)
- ・勉強の難しさへの不安(3件)
- ・給食費の無償化の要望(2件)

■家族と生活に関する意見

- ・親の負担軽減を希望する声(4件)
- ・家庭内の役割分担や協力(3件)
- ・家族との時間の大切さ(3件)

■社会参加とコミュニティ

- ・子ども食堂の充実(4件)
- ・社会貢献への意識(3件)
- ・スポーツの体験場所の増設(3件)
- ・自然体験の場を増やしてほしい(2件)

■心情と存在価値

- ・安心して話せる場所の必要性(4件)
- ・個別の配慮への希望(3件)
- ・将来の夢や目標(3件)
- ・自己表現や意見を持つ場の重要性(2件)

3 その他

上記調査のほか、貧困家庭・ひとり親家庭・外国人支援や子ども食堂・無料の学習支援教室の運営に関わる方、小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなどさまざまな困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との計画策定検討会議を開催し、貧困家庭やひとり親家庭の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、ひとり親家庭の当事者や保護者等への聴取調査を行いました。

○聴取調査での意見

【ひとり親の子ども（大学生・社会人）】

- ・親の離婚後、小学生の時に習いごとを続けられなくなり、暇な時間があったので、無料か安価の塾、習いごと、スポーツができる場所などがあったらよかった。
- ・中学生の時、親から遊園地代がもらえず、友達と出かけられなかったが、あきらめた。
- ・中学生の時、親に相談したが、塾には行けず、親やきょうだいに勉強を教えてもらっていた。
- ・困難な問題を抱える家庭の子どもが大学へ進学するためには、奨学金の拡充が必要。本当は東京の大学に行きたかったけど、地元の国公立に進学する子もいる。
- ・経済的に厳しいことから、大学に行く意味があるのかとと思っていた。勉強の大切さを知らなかった。大学生が身近におらず、大学に興味がなかった。
- ・親が大学に行っていると、子どもは自然に大学進学について考えるが、親が大学に行っていないと、子どもも高卒で就職となり連鎖が続くと思う。
- ・一生同じ会社で働く時代ではないため、大卒であれば就職に有利であると考えた。大学に行くメリットを高校生に伝えてほしい。余裕のない家庭であれば、親に遠慮することもあると思う。
- ・大学進学にあたり金銭的な支援は大事。お金があれば、親は働く時間を減らせる、子を塾に通わせることができる。
- ・学習支援のボランティアは自分の居場所にもなっている。
- ・将来就職に困らないよう、高校で簿記3級の資格を取得した。現在は簿記2級取得に向けて勉強中。
- ・コロナで内定取消になった話を聞き、親に相談したところ、資格を持っていると有利と聞き、宅建やファイナンシャルプランナーの資格を取得した。

【ひとり親の子ども（中学生、小学生）】

- ・小学校高学年から、毎日ではないが、皿洗いをしている。
- ・農業系の高校に進学したい。行けるなら大学に行きたい。
- ・中学校の部活動が週に4日、塾が週2日、市の学習支援事業の家庭教師が週1日、その他習字などの習い事に週2日行っている。
- ・母が塾の送迎をしてくれるから大変だと思う。
- ・将来の夢は小学校か幼稚園の先生。県外の大学に進学したい。
- ・キッカケプログラム（NPOカタリバ）でパソコンを借り、Zoomでイラスト、プログラミングなどの講座を受けている。

【母子家庭の母】

- ・今日初めて大学への進学希望を聞いて、高校入学後やこれからのお金のことが心配。
- ・母子会の日帰り旅行など、子どもが小学生の時から親子で楽しめている。
- ・月謝が高い塾には通わせることができない。
- ・塾やスマートフォンにお金がかかるので、旅行には行けない。
- ・奨学金はいろいろあるが、募集要項を読んでも要件を満たすのかわからないので相談にのってほしい。

【父子家庭の父】

- ・ひとり親が入院した時の子どもの預け先に困った。親は他界、きょうだいは県外に在住しており頼れず、民間の学童で預かってもらった。
- ・子どもの預け先がなく、週一の当直に子どもを連れていっていた。
- ・ひとり親の会の交流会に参加しても、父は自分だけということがある。こちらは仲間と思っているが、相手にはそのように思ってもらえないこともある。
- ・市のショートステイなどの事業は予約制なので、緊急の時は利用が難しい。

第5章 これまでの取組の検証

次期計画の策定に向け、両計画におけるこれまでの施策の取組状況や、実態調査の結果等をふまえて整理した課題は次のとおりです。

なお、下記の①～⑤は、「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」における支援の柱であり、()内は、それに相当する「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」における支援の柱です。

① 教育の支援（子どもへの学習支援）

- ・「みえの子ども白書 2024^{*1}」において、貧困線（等価世帯収入の中央値の2分の1）未満の世帯の子どもは、他の世帯より、1日あたりの勉強時間が少ない割合が高く、学校の授業がいつもわかる割合が低いといった結果が出ています。子どもが確かな学力を身につけることができるよう、家庭での学習習慣の確立に向けた取組を進めるとともに、指導の改善や個に対応した指導の充実を図る必要があります。
- ・全ての子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、多様な選択肢の中から進路を決定する力や、人間関係を築く力など、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、キャリア教育を推進していく必要があります。
- ・保護者の所得など家庭の経済状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。家庭の経済状況や環境等にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る必要があります。
- ・子どもの抱える困難が複雑化・多様化する中、学校が居場所やセーフティーネット^{*2}としての福祉的な役割を担い、子どもの身体的・精神的な健康を支えることができるよう、支援体制を整備する必要があります。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援は、市町によって進め方はさまざまですが、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援が、身近な地域で利用できるよう、市町と連携し、支援の拡大を図る必要があります。

② 生活の支援（子育てと生活のための支援）

- ・仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」に陥りやすく、実態調査でも、「収入を得るため、遅くまで働けば働くほど、子どもと過ごす時間が少なくなる」といった声があり、親子で心穏やかに過ごす時間が持てないといった課題があります。

※1 「三重県子ども条例」に基づき、令和5（2023）年度に実施したアンケート調査の結果を中心に、子どもの生活実態や意識等についてまとめたものです。

※2 一般的には、あらかじめ予想される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等にかかわらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えることをいいます。

- ・子育てや家事の支援など生活の援助に関する支援は、市町が主体的に実施する部分が多いですが、市町によって利用できる支援メニューに差が生じている現状があります。住んでいる地域にかかわらず、必要な支援を受けることができるよう、市町への会議等を通じて、効果的な取組が他の市町に広がるよう共有したり、市町の財政負担を軽減して取組が拡充できるよう国に対して要望したりする必要があります。
- ・子ども食堂をはじめとした「子ども居場所」は県内でも増加傾向にあり、子ども向け体験活動、学習支援教室、地域交流の場としての機能も有しています。子どもや保護者が社会的に孤立に陥らないように、相談しやすい交流の場としての機能を充実させていく必要があります。

③ 保護者に対する就労の支援（親への就業支援）

- ・三重県母子・父子福祉センターでは、より多くのひとり親家庭の保護者の支援を行うため、各種事業を実施していますが、実態調査において、認知度が高くないことがわかりました。今後、三重県母子・父子福祉センターの広報をより強化する必要があります。
- ・三重県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の就業支援を行っていますが、ひとり親家庭の保護者については、子育てと仕事を両立するために、夜勤や休日勤務がない仕事や、子どもの急病時などに休むことが可能な仕事を希望する傾向があります。就業に向けてのマッチングが難しい状況ですが、個々の状況に合った求人情報の収集に努めるとともに、ハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等との連携をとりながら、就労支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

④ 経済的支援（経済的な安定のための支援）

- ・ひとり親世帯のうち離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合が高く、実態調査においても取り決めを行っていた場合でも適切に履行されていないという声があります。離婚後のひとり親が受け取る養育費について、政府は、令和13（2031）年までに、40%に引き上げる目標を設定しました。あわせて令和6（2024）年5月に公布された養育費の履行確保などを内容とする「民法等の一部を改正する法律」の趣旨をふまえ、離婚前の早い段階から個々の当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化する必要があります。

⑤ 身近な地域での支援体制の整備（相談機能の充実と各種支援制度の周知・父子家庭に対する支援の充実）

- ・市町では子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となっていますが、現在の策定数は全体の半数程度にとどまっています。今後、未策定の市町に対しては、計画策定への支援を行うとともに、子どもや家庭により身近な存在である市町の支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策として、ワンストップ窓口や、庁内外の関係部署が連携して取り組んでいる市町が増えましたが、支援を必要とする人にと

って確実に情報が届くよう周知・広報を行うとともに、各関係機関が連携して、支援が届きにくい家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていく取組を行う必要があります。

- ・令和5（2023）年度から支援を必要とするひとり親家庭等が必要な情報に24時間365日スマートフォン等からアクセスできるよう、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」を三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で運用し、必要な情報が得られる仕組みを構築しました。しかし、実態調査においては、認知度があまり高くないことがわかったため、周知・広報を強化するとともに、FAQ（想定する質問内容）の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図る必要があります。
- ・実態調査では、「きょうだいの世話や家族の介護が大変」、「家事が大変」といった声があったことから、家庭環境を要因とする問題を抱えている子ども（ヤングケアラー等）が相談したり、周囲が気づき、支援につなげたりできるように関係機関と連携して取り組む必要があります。
- ・県内の父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は、ひとり親世帯数の約15%（令和2（2020）年）で、福祉事務所への相談件数も全相談件数の4.5%（250件/5,544件（令和5（2023）年度）と少ない状況です。また、当事者への聴取調査でも相談相手がないとの声がありました。今後も、父子家庭が孤立することがないように、相談対応や情報提供を行うとともに、子育てや生活等の不安解消に向けた取組を進める必要があります。

第6章 めざす姿と取組の視点

1 めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします。

本県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現をめざしています。

貧困は、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であることや、ひとり親家庭においては、家庭の経済状況にかかわらず、仕事と子育てを一手に担わなければならないことから、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあることをふまえ、ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた各種の取組を推進していく必要があります。

本県では、「三重県子ども条例」の基本理念（※）にのっとり、上記のとおり「めざす姿」を掲げ、本計画の取組を進めることとします。

※「三重県子ども条例」の基本理念（第3条）

- ◆子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべき者であり、いかなる理由による差別を受けることがないこと。
- ◆子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる。
- ◆子どもは、自分の意見を表明することができるとともに、多様な社会的活動に参画することができる。
- ◆子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。

2 取組の視点

子どもの貧困の解消に向けた対策およびひとり親家庭等の支援を推進する観点から、施策を展開する上で、重要と考えられる分野横断的な視点を明示します。

(1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築

子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの乳幼児期、義務教育、高校教育段階を経て社会的自立に至るまで、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。

(2) 支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備

必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、支援に関する情報が届かない、アクセスできない、積極的に利用しつけない子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるため、窓口のワンストップ化の推進、効果的な情報発信、プッシュ型による相談支援等、必要な体制の整備を進めます。

また、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子どもや家庭とをつなぐための体制の整備も必要です。行政、地域における関係機関、NPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、適切な支援につなげる仕組みづくりが重要です。

(3) 市町における支援体制の充実

各種の取組は市町が主体的に実施する部分が多いですが、市町によって対応状況がさまざまです。そのため、市町や関係機関等で構成する会議等を活用し、現状の課題、今後の進め方、各市町の取組における好事例等を共有するとともに、支援の地域間格差が生じないように市町に働きかけ、支援体制の充実を図る必要があります。

(4) 学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、地域における関係機関・団体やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の働きかけにより、支援が必要な子どもや保護者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進め、学習支援・就学支援など関係機関と連携した総合的かつ多面的な支援を行う必要があります。

(5) ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

ひとり親家庭のうち約半数が貧困に直面し、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい現状をふまえると、ひとり親家庭への支援を進めることが、子どもの貧困の解消につながっていくと考えられます。

そのため、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者に対する職業訓練や就職のあっせん等、一人ひとりの希望や適性に応じてきめ細かく就労支援を行うほか、養育費の安定した取得や日常生活の支援等、各家庭の状況に応じた生活

支援、児童扶養手当等による経済的支援といった多面的な支援に取り組む必要があります。

また、ひとり親家庭の保護者の多くが、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることをふまえて、相談に来ることを待つことなく相談支援を行うことや、さまざまな課題にワンストップで必要な支援につなげることができるよう取組を進めていく必要があります。

第7章 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困およびひとり親家庭の現状と課題をふまえ、国の「こども大綱」で定める、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」に「身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備」を加えた5つの支援を柱として、子どもの貧困の解消に向けた対策およびひとり親家庭等の支援に視点を置いた以下の具体的な施策を総合的に推進します。

また、施策を着実かつ継続的に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。このため、5つの支援の柱全てに令和11（2029）年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進捗管理に活用し、P D C A（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））のサイクルに基づき、第6章で定める「めざす姿」の実現に向けて対策を推進していきます。

2 具体的な取組と計画目標

（1）教育の支援

子どもは心身の発達過程の中で、成育状況に応じた適切な教育を受けることが必要です。そのためには、学校と地域が一丸となって子どもを支える仕組みが重要です。

そこで、学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置づけるとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築に取り組みます。

また、家庭の経済状況や環境等にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育に係る経済的負担を軽減するとともに、学校生活を保障し、学校教育によって学力の格差を縮小することで、貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの教育の支援を行います。

① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の展開

ア 学校教育による学力保障

- ・家庭の経済状況にかかわらず、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上が図られるよう、子どもの学習状況を把握し、指導の改善や個に対応した指導を進めます。（教育委員会）
- ・子どもが学習内容を確実に身につけることができるよう、学習内容の習熟の程度に応じた少人数指導、効果的な指導を進めます。（教育委員会）

- ・子どもに「知識および技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。(教育委員会)
- ・全ての子どもが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして意欲を持って学び、可能性を最大限に発揮できるよう、各学校において社会で活躍している人を招へいするなど、子どものキャリア発達を促す取組を推進します。(教育委員会)
- ・子どもが主体的に学びに向かうことができるよう、学習習慣の確立に向けた取組の好事例をモデル校で構築し、県内に水平展開することで、県全体の学習習慣の確立を図ります。(教育委員会)

イ 学校における子どもの相談窓口としての充実と関係機関との連携の促進

- ・ヤングケアラー等貧困やひとり親家庭の家庭環境での課題を持っている子どもの気持ちを、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が学校において受け止め、学校だけでは解決が困難な事案については、関係機関と連携して支援検討を行います。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・学校で受け止められた子どもの意見や気づきを、要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用し、多面的な視点で支援につなげます。(子ども・福祉部)
- ・多様な課題を抱える児童生徒に対する教育相談体制を充実させるために、継続してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、地域および福祉関係機関等との連携を図りながら、効果的なチームでの支援を行うためのネットワークを構築します。(教育委員会)
- ・全ての子どもにとって学校が安心して学べる居場所となるように環境を整えるとともに、社会との関わりが持てていない子どもが社会的自立に向けた多様な学びを進められるよう支援します。(教育委員会)
- ・不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもの支援に加え、通所できない子どもに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校の子どもに対する支援の中核となるよう機能強化を推進します。(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上および学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。(教育委員会)
- ・貧困の解消に向けて、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材が連携し、効果的な支援につなげられるよう、教職員に対して専門人材との連携や活用方策について周知します。(教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、全ての子どもを対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・「地域未来塾」の取組の普及に向けて、市町関係者や地域住民等を対象にした会議で好事例を共有するとともに、学校を通じて子どもや家庭への情報提供を進めます。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、人権尊重の地域づくりが促進されるよう、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を推進します。(教育委員会)
- ・県内の社会教育関係者等の研修や交流の場を設け、地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習活動を推進します。(教育委員会)
- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に、学校等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう、市町に対し運営費等を支援します。(子ども・福祉部)

エ 外国人児童生徒・保護者への支援

- ・小中学校において、外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣やオンラインによる支援等を行い、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。(教育委員会)
- ・外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒に係る情報共有を促進します。(教育委員会)
- ・保護者が学校生活等に関する学校からの連絡内容を正確に把握できるよう、翻訳支援を行うとともに、ホームページで公開されている連絡・案内文書例(ポルトガル語やタガログ語等6言語)を改訂します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等の業務を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語等)と日本語指導アドバイザーを県立学校の拠点校に配置します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、NPO法人等と連携し、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深める進学・就職に関する説明会を開催します。(教育委員会)

オ 高等学校等における就学・就労支援

- ・高等学校において、働くことに不安を持つ生徒に対し、就労支援機関等と連携した進路相談やソーシャルスキルトレーニング[※]の機会を入学後の早い段階から充実させるとともに、企業等の人事部門の担当や労働行政での業務等の就職に係る専門的な経験を持つ人材による就職支援を進めます。
(教育委員会)
- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携を図り、働くことに不安を感じている生徒が、就職に向けて進んでいけるよう支援します。(教育委員会)
- ・高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も、卒業までの間(最大24月)、授業料への支援を行います。(教育委員会、環境生活部)

カ 特別支援教育による一人ひとりに応じた教育の支援

- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。
(教育委員会)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)

キ その他の教育支援

- ・令和7年3月に発行した「人権教育ガイドライン」に基づき、貧困等の困難な状況にある子どもが自らの権利を学ぶことをとおして、自分の置かれている状況は家族や自分の責任ではないことに気づいていく人権教育に取り組みます。(教育委員会)
- ・教職員が、子ども一人ひとりや、集団の状態と心理を理解し対応する力を身につけるなど、子どもが自らのままの自分が認められていると実感し、自己肯定感の涵養につながる研修の充実を図ります。(教育委員会)
- ・学校、PTA、市町などと連携し、「早寝早起き朝ごはん」や家庭学習についてのチェックシート等の活用を促進することにより、学習習慣・生活習慣等の確立をめざします。(教育委員会)
- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場や県内全教職員等を対象とした講習会を通じて、学校給食・食育の普及・充実に関する啓発を図ります。また、学校給食において地場産物を使用しながら、食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう取り組んでいきます。(教育委員会)

※ 社会の中で他者と交わり、共に生活していくために必要な能力を身につけるための訓練。

- ・県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）等において、さまざまな事情により義務教育段階の教育を受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保します。（教育委員会）

② 教育に係る経済的負担の軽減

ア 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元（2019）年10月から実施の幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳の全ての子どもと、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもに係る幼児教育・保育の無償化について、必要となる安定的な財源を確保し、制度の円滑な推進を図っていきます。（子ども・福祉部）

イ 義務教育に係る経済的負担の軽減

- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。（教育委員会）
- ・義務教育機関の子どもがいる生活保護世帯に対して、「生活保護法」に基づき、教科書等の学用品や通学用品、学校給食費等の扶助を行います。（子ども・福祉部）

ウ 高等学校等就学に係る経済的負担の軽減

- ・県立高等学校および私立高等学校等に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯や保護者の失職などによる家計急変世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な方を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、貸与に係る所得基準の見直しにより支援の充実を図ります。（教育委員会）
- ・就学支援金の対象とならない「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。（教育委員会）
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、「生活保護法」に基づき、入学料や教材代等の扶助を行います。（子ども・福祉部）
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、入学料の減免を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）
- ・不登校児童生徒等の教育機会の確保や社会的自立の促進を図るため、多様な学びの場を選択することができるよう、対象となるフリースクールを利用している不登校児童生徒等がいる低所得世帯に対して、フリースクールの利用料の一部を補助します。（教育委員会、環境生活部）

- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用に係る利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、生活福祉資金(低所得世帯の子どもが、高等学校に就学するために必要な授業料等)の貸付に対して補助を行います。(子ども・福祉部)

エ 特別支援学校就学に係る経済的負担の軽減

- ・特別支援学校に就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)

オ 大学等進学に係る経済的負担の軽減

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県農業大学校や県立看護大学の授業料免除等を行います。(農林水産部、医療保健部)
- ・看護師等学校養成所を卒業後、県内で看護職員として就業する意思のある方に対して、一定期間県内で就業することを条件に返還を免除する修学資金の貸付を行います。(医療保健部)
- ・指定保育士養成施設卒業後、県内で保育士として就業する意思のある方に対して、一定期間県内で就業することを条件に返還を免除する修学資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする方に対して修学資金の貸与を行います。(医療保健部)
- ・機関要件の確認を受けた私立専修学校(専門課程)に在籍する低所得世帯や多子世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法人等に助成します。(環境生活部)
- ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭の子どもが、大学等進学に必要な就学支度資金や就学資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、生活福祉資金(低所得世帯の子どもが、大学等に就学するために必要な授業料等)の貸付に対して補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、必要となる生活費を支援するため、「生活保護法」に基づき、進学・就職準備給付金を支給します。(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもに対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
- ・大学等への進学により児童養護施設等を退所した者や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・令和2(2020)年度から始まった高等教育の修学支援新制度について、引き続き制度の周知を行います。また、令和7(2025)年度から始まる新たな支援制度(多子世帯への支援等)について、県内の高校生に対して周知を行います。(教育委員会)

③ 生活困窮家庭やひとり親家庭等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮家庭(生活保護世帯を含む)の子どもを対象に、学習支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもへの学習支援(大学等の受験料、大学等や高校進学に係る模擬試験受験料支援を含む)を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、「生活困窮者自立支援法」に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・外国にルーツのある子どもや個別支援が必要な子どもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるように国の制度が拡充されます。ニーズに応じたきめ細かな対応が可能となるため、実施の拡大に向けて市町に対して働きかけます。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和11年度)
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	600人
児童養護施設、里親の子どもの高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子どもの大学等進学率(※)	32.1% (R4・R5)	45%
地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	76.0% (R5)	100%

※「高等学校等卒業後の進学率」とは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設へ進学した者の割合、「大学等進学率」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校へ進学した者の割合をいいます。

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	16,866人 13.02% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	55.8% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	68.7% (R5)
児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (R5)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.9% (R4)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.7% (R4)
全世帯の子どもの高等学校等中退率	1.2% (R5)

(2) 生活の支援

貧困の状況においては、子どもの養育への影響が懸念されるため、保護者への長期的で具体的な視点に基づいた切れ目のない生活支援が必要です。

また、子どもの権利の観点からは、子ども自らが相談できる窓口や子どもの生活を保障していく取組が必要です。

このことから、貧困家庭やひとり親家庭の子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行います。

① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援

ア 妊娠・出産期の支援

- ・母子保健と児童福祉が連携して一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援体制を提供する「こども家庭センター」の設置について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等による人材育成や地域の実情に応じた支援体制の構築に向けたアドバイザー派遣などにより運営を支援します。
(子ども・福祉部)

- ・若年層の予期せぬ妊娠に対する相談（電話・SNS）を行います。また、未受診の特定妊婦に対し妊娠判定費用補助を行います。（子ども・福祉部）
- ・妊娠期から出産・子育て期にわたり、さまざまな悩みを抱える方へのSNS相談を行います。また、レスパイトや育児技術支援の場の提供を行うとともに、産後ケア事業等の一層の推進を図ることで、切れ目のない支援につなげます。（子ども・福祉部）
- ・妊娠届出時アンケートおよび産婦健康診査の連続した情報に関する評価検討、産前産後の支援体制の強化、産婦人科と小児科のネットワーク強化等を行います。（子ども・福祉部）
- ・市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要な家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。（子ども・福祉部）

イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。（子ども・福祉部）
- ・国の施設整備交付金等を活用して、放課後児童クラブ等の整備等の支援に取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。（子ども・福祉部）
- ・病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、家事や子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家事や養育支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料への助成について、実施する市町の拡大を図ることで、家庭支援サービスに係る多様なメニューを提供し、支援の幅を広げることができるよう取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・保育士等を対象とした人権保育専門講座の実施により、子どもの貧困に関する保育士等の理解を深めるよう努めます。（子ども・福祉部）
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。（子ども・福祉部）
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児保育施設の整備や運営に対して支援します。（子ども・福祉部）
- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、ひとり親家庭に対する保育所や放課後児童クラブの優先入所について市町に対して働きかけます。（子ども・福祉部）

ウ 保護者の自立支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関（相談窓口）において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。（子ども・福祉部）
- ・女性相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の生活基盤の確保のための相談、支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・母子生活支援施設において、配偶者等からの暴力により子育てが困難となっている家庭や経済的に困窮している家庭を保護するとともに、生活基盤の確保の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（子ども・福祉部）
- ・女性自立支援施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、生活基盤が確保できるよう支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（子ども・福祉部）

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。（医療保健部）
- ・生活保護世帯の方が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、「生活保護法」に基づき、医療扶助を給付します。（子ども・福祉部）

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待の未然防止・対応

- ・学校での子どもの観察において、注意すべき子どもの様子や行動、保護者の子どもへの関わり方等、子どものサインを見逃さないよう「児童虐待の気づきリスト」を活用するとともに、市町や児童相談所との連携を一層進めます。（教育委員会）
- ・要保護児童対策地域協議会を中心に、市町、警察、学校、医療機関等と連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・市町等関係機関との協働により、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）やSNS相談窓口の周知を行い、児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう努めます。（子ども・福祉部）

- ・貧困やひとり親における養育など、生活上のストレスや孤立化が要因となって児童虐待に陥った場合、児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、親子関係の再構築などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(子ども・福祉部)

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設等のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(子ども・福祉部)
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の多機能化、里親委託率の向上等の推進を図ります。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの健康確保・生活習慣づくり

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。【再掲】(医療保健部)
- ・学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施など、子どものむし歯予防のための取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、もれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)
- ・幼稚園・認定こども園・保育所、PTA、市町等と連携し、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを活用して「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣等が身につくよう取り組みます。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・学校、PTA、市町などと連携し、「早寝早起き朝ごはん」や家庭学習についてのチェックシート等の活用を促進することにより、学習習慣・生活習慣等の確立をめざします。(教育委員会)【再掲】(教育委員会)

エ 子ども向け相談の運営

- ・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」、「親子のための相談LINE」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。より多くの子どもが相談できるようチャットやSNSを活用した相談窓口の拡大に取り組みます。(子ども・福祉部、教育委員会)

- ・「少年相談110番」の周知、利用促進を図るとともに、少年や保護者からの相談に応じて必要な助言、指導を行います。(警察本部)

③ 子どもの安心できる居場所づくり

ア 持続可能な子どもの居場所への支援

- ・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の充実に向けた取組を支援します。また、地域交流の場としての機能も有する子どもの居場所が、切れ目なく子どもを支援することができるよう、アドバイザー派遣や勉強会の開催等の人材育成支援や子ども食堂運営団体等への運営補助を行うとともに、子どもの居場所と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。(子ども・福祉部)
- ・「食品ロスの削減」と「生活困窮者支援」の同時解決を目的に、食品関連企業等とフードバンク活動団体との間で、食品の提供および受け取りに関する連絡調整が容易に見えるウェブシステム「三重県食品提供システム」(通称「みえ〜る」)を運用することを通じて、子どもの居場所運営団体等の支援につなげます。(環境生活部)

イ 多様な居場所づくりの推進

- ・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮家庭等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを行う市町を支援します。(子ども・福祉部)
- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に、学校等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう、市町に対し運営費等を支援します。【再掲】(子ども・福祉部)
- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、全ての子どもを対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。【再掲】(教育委員会)
- ・高校中退者等が、他者や社会とつながろうとするきっかけを得るとともに、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気づいたりすることができるよう、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。(教育委員会)
- ・子どもの居場所運営団体や市町等を対象とした中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催するなど、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組みます。(子ども・福祉部)

- ・不登校児童生徒の居場所づくり支援として、フリースクール等民間施設運営団体への運営補助を行います。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの体験機会の確保

- ・地域の子どもの学びや体験機会の創出を目的として、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベントを開催する場合、イベントの開催に係る費用の一部を補助する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」により、子どもがさまざまな体験の機会を確保することができるよう支援します。(子ども・福祉部)
- ・NPO法人や民間団体等の子どもの居場所運営団体によるスポーツ、文化・芸術等の子ども向け体験活動の実施するための運営補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域の子どもへ学びや体験の機会を提供することができるよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等において「オシゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座)」を実施します。(子ども・福祉部)
- ・県内の社会教育関係者等の研修や交流の場を設け、地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習活動を推進します。【再掲】(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

④ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- ・児童養護施設等退所者のうち、自立を図るための支援が必要となる児童等に対して、自立生活援助を実施します。また、児童養護施設等退所者に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、児童養護施設等への自立支援員の配置を促進するとともに、施設や企業、NPO等が連携・協力し、施設入所中から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

イ 若者への就労支援

- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)
- ・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。(雇用経済部)

- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるように、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携を図り、働くことに不安を感じている生徒が、就職に向けて進んでいけるよう支援します。【再掲】（教育委員会）
- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。（雇用経済部）
- ・生活困窮家庭等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないように、県立津高等技術学校の授業料の免除等を行います。（雇用経済部）
- ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭の子どもの運転免許（高校3年生在学時）などの就職に必要な技能の習得や就職支度資金の貸付けを行います。（子ども・福祉部）
- ・高等教育機関を卒業した学生等に対し、県内での居住かつ就業等を条件に奨学金返還額の一部を助成します。（政策企画部）

⑤ 住宅支援

- ・ひとり親家庭の子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。（県土整備部）
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように、県および関係団体で組織する三重県居住支援連絡会による支援活動を行います。（県土整備部）
- ・生活困窮者自立相談支援機関において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭等に対して住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、低所得世帯への生活福祉資金（住居の移転に必要な資金等）の貸付に対して補助を行います。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和11年度)
こども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	29市町
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19市町 (R5)	29市町

子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	238 か所 (R6)	350 か所
--	----------------	--------

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
三重県母子・父子福祉センター相談件数	224 件 (R5)
こどもほっとダイヤル受信件数	922 件 (R5)
ひとり親家庭に対して放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	27 市町 (R5)
児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	19 人 (R5)

(3) 保護者に対する就労の支援

子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本的な改善が期待されることから、貧困家庭やひとり親家庭の保護者に対する就労に向けた各種の取組を行います。また、より安定した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援を行います。

① 相談・職業紹介

- ・三重県母子・父子福祉センターでは、チラシ等の紙媒体、ホームページやSNS等のデジタル媒体の両面からのアプローチを行うことで、情報が必要な方に確実に届くよう積極的な情報提供を推進します。また、福祉事務所と連携して情報提供を行うことで、より多くのひとり親家庭等が必要なサービスを利用できるように取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の事情に合った就業を進めるために、より充実した求人情報の収集に努めるとともに、求職者のキャリアアップの相談に応じる取組を進めます。さらに、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携することで、より多くの求職者の雇用を推進します。(子ども・福祉部)
- ・企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」および「格差の改善」を図ります。(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」および「キャリアアップ助成金」の周知を三重県母子・父子福祉センターにおいて進めていきます。(子ども・福祉部)
- ・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、自立支援プログラム策定員を配置し、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、就業による自立を支援するとともに、策定後も自立した状況を継続できるようアフターケアを行います。(子ども・福祉部)

② 資格・技術取得の支援

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、教育訓練講座受講費用の支給(自立支援教育訓練給付金)や修学期間中の経済的支援(高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業)を行うことで、早期就労への支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・専修学校等に委託して行う職業訓練において、就労経験がないまたは就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう支援します。(雇用経済部)
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、県立津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練においても、託児サービス付き訓練コースの設定に取り組みます。(雇用経済部)
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。(雇用経済部)
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。【再掲】(雇用経済部)
- ・就職氷河期世代を中心とした中高年世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。(雇用経済部)
- ・生活困窮者自立支援制度において、生活困窮家庭の方を対象に、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準

- 備としての基礎能力の形成を支援します。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づき、ケースワーカーおよび就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労による自立を支援します。(子ども・福祉部)

③ 親の学び直しへの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和11年度)
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター) 求人票件数	150件 (R5)	250件

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	43人 (R5)
ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	106人 (R5)
就労支援を行う生活困窮者の人数	396人 (R5)

(4) 経済的支援

父母には子どもを扶養する義務があり、親権は子どもの利益のために行使される必要があることから、貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活上の利益が損なわれないよう、その保護者や子どもに対する経済的支援を行います。

① 養育費の確保に関する支援

- ・令和6(2024)年5月に公布された養育費の履行確保などを内容とする「民法等の一部を改正する法律」では、父母の協議等による取り決めがない場合でも、養育費請求が可能となる法定養育費制度を導入したり、取り決めがある場合でも、不払いになったケースについては、私文書においても差

し押さえが申し立てられるようになります。これらの内容について、正しい理解の促進を図るため、普及啓発に向けて周知・広報を強化していきます。(子ども・福祉部)

- ・養育費に関する相談支援や取り決めの促進等においては、離婚前の早い段階から個々の当事者の状況を聴き取る必要があります。三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を、法制度の改正等をふまえて行います。(子ども・福祉部)

② 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等の貸付を行います。また、ひとり親家庭の親には生活に必要な資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和11年度)
養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
児童扶養手当の受給者数	10,881人 (R5)

(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

貧困を背景とした課題は、ヤングケアラーに見られるように当事者も気づいていないことが多く、周囲が積極的に子どもの意見に耳を傾け、その異変に気づいて対応していくことが必要です。また、ひとり親家庭については、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることや、父子家庭や外国人家庭等のように、周囲に相談する相手がいない家庭については、孤立しやすい状況にあることをふまえ、支援することが必要です。

こうした生活上のストレスの増大や孤立化により、ヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が増すこともふまえ、行政および地域、学校、NPO等の民間団体

等の関係機関による切れ目のない支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議や重層的支援体制整備事業における支援会議等の取組を通じて、各関係機関相互において情報を適切に共有し、子どもを中心とする家庭全体に多面的で積極的な支援を検討し、家庭における安全や安心を確保できる体制を整備します。

また、進学等で、それまで培われてきた関係機関とのつながりが途絶えてしまったり、新たな教育環境で子ども自身が孤立してしまったりしないように、移行先の関係機関に子どもや家庭の状況の情報共有を図るなど、長期的に相談窓口との関係を築いておくなどの取組を実施し、切れ目のない相談支援を継続できる体制づくりを進めます。

① 行政および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の充実と活用

- ・ 貧困やひとり親家庭の状況からヤングケアラーやその他の養育上の不適切が生じ、子どもの権利が侵害される状況を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会等の各関係機関の連携体制を活用して、家庭全体に多面的な検討やアプローチを行うことで、孤立化を防止したり、必要な支援につなぐことができるよう支援体制の整備や充実を進めます。(子ども・福祉部)
- ・ 子どもの貧困の解消に向けた対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する会議等を活用し、支援体制の充実を図ります。(子ども・福祉部)
- ・ 市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、「こども家庭センター」の運営強化に係る助言や研修を実施するなど、児童相談所と市町との連携の一層の強化を図ります。(子ども・福祉部)
- ・ 多様な課題を抱える児童生徒に対する教育相談体制を充実させるために、継続してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、地域および福祉関係機関等との連携を図りながら、効果的なチームでの支援を行うためのネットワークを構築します。【再掲】(教育委員会)
- ・ ヤングケアラー等貧困やひとり親家庭の家庭環境での課題を持っている子どもの気持ちを、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が学校において受け止め、学校だけでは解決が困難な事案については、関係機関と連携して支援検討を行います。【再掲】(子ども・福祉部、教育委員会)

② 市町による計画策定や取組の充実促進

- ・ 策定が努力義務となっている子どもの貧困の解消に向けた対策に関する計画について、未策定の市町に対しては、既に策定している市町の記載内容を共有するなど計画策定への支援を行うとともに、子どもや家庭により身近な存在である市町の支援体制の充実に取り組めます。(子ども・福祉部)
- ・ 子どもや保護者と関係機関との関わりが、進学等で途切れないように、市町が主導で支援体制を具体化できるよう市町における計画の策定や、妊娠

婦から子どもの自立までをワンストップで必要な支援につなげるために「こども家庭センター」の設置を促します。(子ども・福祉部)

- ・地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として、令和5(2023)年度に「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、「ひとり親・低所得世帯への支援」、「子どもの居場所づくり」等、各市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助を行います。(子ども・福祉部)

③ 相談機能の充実

- ・自立前後における相談窓口との関係が失われないように、主に県の相談窓口(県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談支援センター、三重県母子・父子福祉センター等)において、貧困の状況にある子どもや保護者が世代間で連鎖しないよう貧困の連鎖を断ち切り、確実に支援につなぐことができるよう体制整備を図ります。(子ども・福祉部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。【再掲】(子ども・福祉部)
- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。【再掲】(子ども・福祉部)
- ・女性自立支援施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、生活基盤が確保できるよう支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。【再掲】(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。(子ども・福祉部)
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)において、外国人住民の生活全般にわたる相談に多言語で対応するほか、弁護士や出入国在留管理局等による専門相談を実施します。(環境生活部)
- ・福祉事務所の母子・父子自立支援員等が就労、生活等の支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。(子ども・福祉部)
- ・生活困窮家庭(生活保護世帯も含む)の支援にあたる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修を行います。(子ども・福祉部)

- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(子ども・福祉部)
- ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・家庭環境を要因とする問題を抱えている子ども(ヤングケアラー等)に周囲が気づき、相談や支援につながるよう関係機関と連携して取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・「三重県生活相談支援センター」に相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもりなどの生きづらさを抱えている方に対して、伴走型支援によるアウトリーチを主体として、より丁寧な支援を行います。(子ども・福祉部)

④ 各種制度における広報の強化

- ・ホームページ上で24時間365日利用可能な「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」について、三重県母子・父子福祉センターと連携しながら、広報を強化するとともに、FAQ(想定する質問内容)のさらなる向上に取り組むことで、相談機能の充実を図ります。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターでは、チラシ等の紙媒体、ホームページやSNS等のデジタル媒体の両面からのアプローチを行うことで、情報が必要な方に確実に届くよう積極的な情報提供を推進します。また、福祉事務所と連携して情報提供を行うことで、より多くのひとり親家庭等が必要なサービスを利用できるように取り組みます。【再掲】(子ども・福祉部)
- ・令和6(2024)年5月に公布された養育費の履行確保などを内容とする「民法等の一部を改正する法律」では、父母の協議等による取り決めがない場合でも、養育費請求が可能となる法定養育費制度を導入したり、取り決めがある場合でも、不払いになったケースについては、私文書においても差し押さえが申し立てられるようになります。これらの内容について、正しい理解の促進を図るため、普及啓発に向けて周知・広報を強化していきます。【再掲】(子ども・福祉部)

⑤ 父子家庭に対する支援の充実

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。(子ども・福祉部)
- ・父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。(子ども・福祉部)

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。(子ども・福祉部)

⑥ 社会の理解促進に向けた周知啓発

- ・子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識を県、市町、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭に浸透するよう、子どもの貧困に対する社会の理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭に対する偏見や差別がなく、また、ひとり親家庭に対する社会の理解が深まるよう取り組むとともに、あわせて周知啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・全ての子どもの権利が守られるためには、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高める必要があります。そのためには、三重県子ども条例の内容や子どもの権利について、地域の団体、教員、保護者等に理解を深めてもらうため、県内各地で学習会、研修会の開催に取り組みます。また、大人も子どももわかりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和11年度)
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R5)	29市町
こども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	29市町

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
福祉事務所相談件数	5,544件 (R5)
福祉事務所父子家庭相談件数	250件 (R5)

第8章 計画の推進体制

1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに計画の進行管理を行います。

(1) 県の役割

県の関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた対策が推進されるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

(2) 市町の役割

住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた対策に取り組みます。

(3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困の解消に向けた対策やひとり親家庭等の支援に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って、経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画を着実かつ継続的に実行するためには、PDCA (Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Act (改善)) のサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて取組の見直しを行います。

- ・「第7章 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援の柱における取組について、年度ごとに進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにした上で、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげていきます。また、子どもが、安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、子どもから広く意見を聴き取って、その意見が尊重されるよう取組を進めていきます。
- ・国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、実態把握や取組の改善に努めます。

第9章 資料編

1 目標およびモニタリング指標

(1) 目標

項目名	現状値	目標値 (令和11年度)
1. 教育の支援		
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	600人
児童養護施設、里親の子ども的高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子ども等の大学等進学率(※)	32.1% (R4・R5)	45%
地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	76.0% (R5)	100%
2. 生活の支援		
こども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	29市町
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19市町 (R5)	29市町
子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	238か所 (R6)	350か所
3. 保護者に対する就労の支援		
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件数	150件 (R5)	250件
4. 経済的支援		
養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備		
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R5)	29市町
こども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	29市町

※「高等学校等卒業後の進学率」とは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設へ進学した者の割合をいい、「大学等進学率」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校へ進学した者の割合をいいます。

(2) モニタリング指標 ※目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状値
1. 教育の支援	
就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	16,866人 13.02% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	55.8% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	68.7% (R5)
児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (R5)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.9% (R4)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.7% (R4)
全世帯の子どもの高等学校等中退率	1.2% (R5)
2. 生活の支援	
三重県母子・父子福祉センター相談件数	224件 (R5)
こどもほっとダイヤル受信件数	922件 (R5)
ひとり親家庭に対して放課後児童クラブ利用料の減免を実施する 市町数	27市町 (R5)
児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	19人 (R5)
3. 保護者に対する就労の支援	
ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	43人 (R5)
ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	106人 (R5)
就労支援を行う生活困窮者の人数	396人 (R5)
4. 経済的支援	
児童扶養手当の受給者数	10,881人 (R5)
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備	
福祉事務所相談件数	5,544件 (R5)
福祉事務所父子家庭相談件数	250件 (R5)

